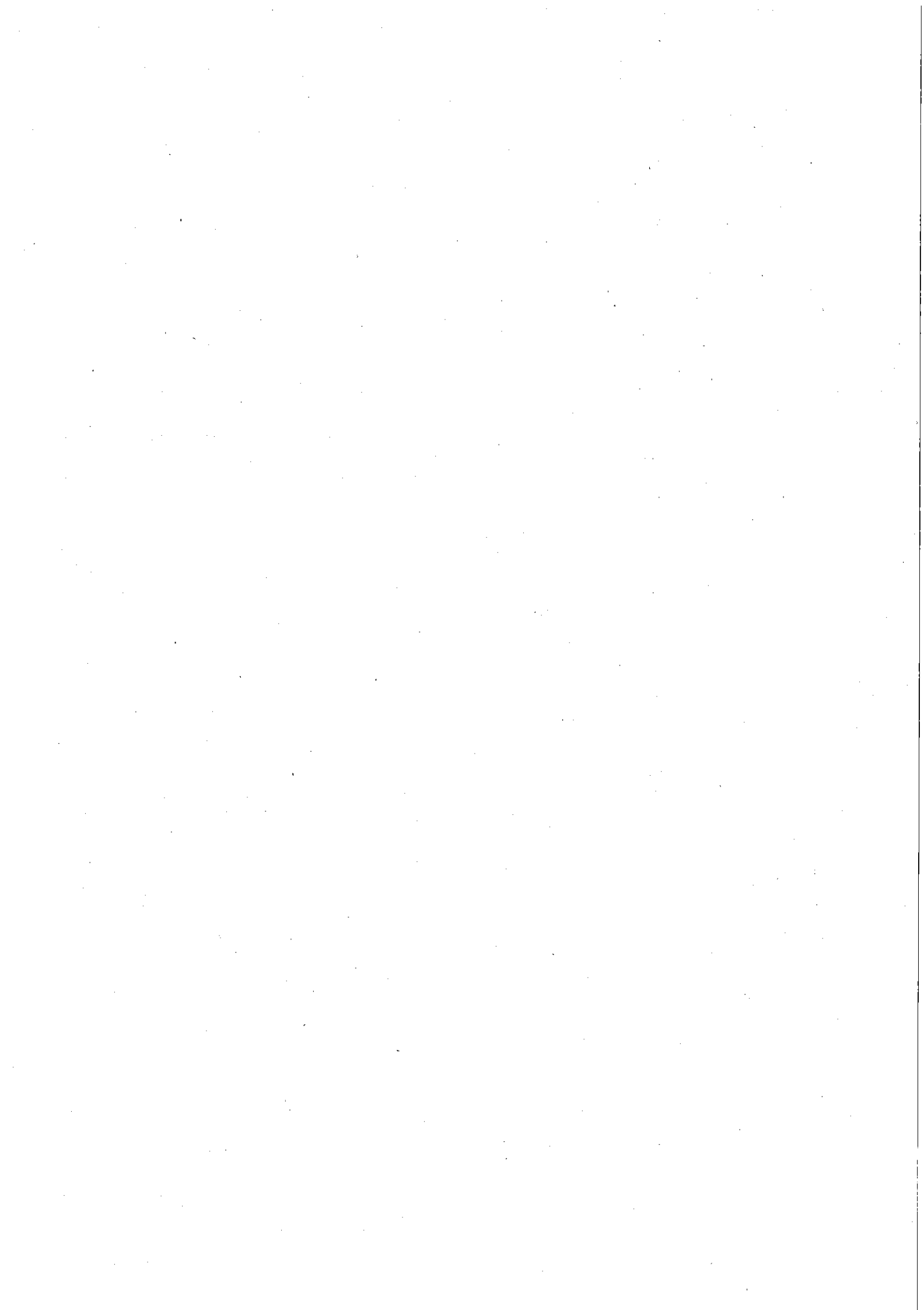


平成26年度

福島県の避難者支援事業一覧

福島県

(平成27年1月)



目 次

分類	番号	事業名等	県内	県外	ページ
避難生活への支援事業					
仮設住宅管理	1	仮設住宅利便性向上(バリアフリー対策等)に対する支援	○		1
	2	快適性保持のための修繕	○		1
	3	共同施設の維持管理支援	○		1
借上げ住宅支援	4	入退去管理支援	○		2
	5	家賃等支払いによる支援	○		2
事業継続支援	6	空き工場等の紹介	○	○	2
高齢者支援	7	被災者健康サポート事業	○	○	3
	8	高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業	○	○	4
	9	仮設住宅等における生活機能支援事業	○		4
	10	ふくしまからはじめよう。高齢者社会参加活動支援事業	○		5
心のケア	11	女性の悩み相談事業	○	○	5
	12	ひきこもり支援センター事業	○	○	6
	13	青少年総合相談センター事業	○	○	6
	14	ピアカウンセリング事業「ふくしまピアサポートネット」	○		6
	15	女性のための相談事業	○	○	7
	16	子どもの心のケア事業	○	○	7
健康管理	17	被災者健康サポート事業(再掲)	○	○	8
	18	県民健康調査事業	○	○	9
子育て支援	19	東日本大震災子ども支援基金給付事業	○	○	10
	20	子どもの心のケア事業[再掲]	○	○	10
	21	ふくしまの赤ちゃん電話健康相談	○	○	11
	22	子ども健やか訪問事業	○		11
	23	児童の養育相談	○	○	11
	24	仮設住宅に住む子どもの環境づくり事業	○		12
	25	発達障がい児(者)障害福祉サービス利用支援事業	○		12
	26	ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業	○	○	13
教育支援	27	被災児童生徒等就学支援事業	○		14
	28	高校等奨学資金貸付事業(福島県奨学資金震災特例採用)	○		14
	29	高等学校通学費支援事業	○		15
コミュニティ形成	30	地域づくり総合支援事業(サポート事業)	○	○	15
	31	地域づくり総合支援事業(ふるさと・きずな維持・再生支援事業)	○	○	16
	32	スポーツ・レクリエーションによる絆支援事業	○		16
	33	スポーツ・レクリエーション活動応援事業	○		16
	34	生活拠点コミュニティ形成事業	○		17
情報提供	35	ふるさとの絆電子回覧板事業	○	○	17
	36	ふるさとふくしま帰還支援事業(広報紙送付事業)	○	○	17
	37	ふるさとふくしま帰還支援事業(地元紙提供事業)		○	17
治安対策	38	防犯教室、防犯講話の開催	○		18
	39	防犯ボランティアの設置に向けた働きかけ及び合同パトロール活動の実施	○		18
	40	仮設住宅の集会所に開設した警察官立寄所等における各種相談・要望の受理	○		18
交通安全対策	41	仮設住宅等交通事故防止対策事業	○		19
交通手段の確保	42	市町村生活交通対策事業	○		19
	43	地域公共交通確保維持改善事業(調査事業)	○		19
	44	地域公共交通確保維持改善事業費補助金(被災地域地域間幹線系統確保維持費補助金ほか)	○		20

分類	番号	事業名等	県内	県外	ページ
生活再建への支援事業					
復興公営住宅支援	45	復興公営住宅整備促進事業	○		20
住宅再建支援	46	福島県空き家・ふるさと復興支援事業	○		21
	47	福島県森と住まいのエコポイント事業	○		21
	48	住宅復興マッチングサポート事業	○		21
雇用	49	農業経営体活性化支援事業	○		22
事業継続支援	50	東日本大震災漁業経営対策特別資金	○		22
	51	園芸産地復興支援対策事業	○		23
	52	被災農家経営再開支援事業	○		24
	53	福島県営農再開支援事業	○		25
教育支援	54	ふくしまの福祉を支える人材を育成するための事業	○		26
	55	介護福祉士等修学資金貸付事業	○	○	26
避難生活・生活再建どちらにも関連する支援事業					
生活費支援	56	生活復興支援資金	○	○	27
	57	生活保護法による支援	○	○	27
雇用	58	就職支援	○	○	28
	59	離職者等対象の職業訓練の実施	○	○	28
	60	職業訓練手当の支給	○	○	29
	61	緊急雇用創出事業	○	○	29
	62	男女共生センターチャレンジ支援相談事業 (就業、起業、内職等に係る相談)	○	○	29
	63	ナースセンター事業	○	○	30
	64	県外からの福祉・介護人材確保支援事業		○	30
事業継続支援	65	避難事業者等支援拠点	○		31
	66	ふくしま復興特別資金	○		31
	67	特定地域中小企業特別資金	○		31
	68	被災中小企業施設・設備整備支援事業	○		32
	69	中小企業等復旧・復興支援事業	○		32
	70	中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業	○		32
	71	農家経営安定資金(原発事故対策緊急支援資金)	○		33
	72	農家経営安定資金(東北地方太平洋沖地震対策資金)	○		33
	73	避難農業者一時就農等支援事業	○	○	34
	74	被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業	○	○	34
	75	農家の意向把握(出張営農相談等)	○		35
	76	ふくしまの畜産産地再生支援事業	○	○	36
	77	肉用牛生産力再生推進事業	○		36
心のケア	78	県男女共生センター相談事業 (生活全般、法律関係、健康関係に係る相談)	○	○	37
	79	被災者の心のケア事業	○	○	38
医療支援	80	警戒区域等医療施設再開支援事業	○		38
子育て支援	81	ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業	○		39
教育支援	82	私立学校の被災児童・生徒等に対する就学(園)支援	○		40
移動支援	83	母子避難者等高速道路無料化支援事業	○	○	40
	84	原発事故の避難者に対するあぶくま高原道路の無料措置	○	○	40
	85	原発事故の母子避難者等に対するあぶくま高原道路の無料措置	○	○	41
コミュニティ形成	86	NPO法人等基礎的能力強化事業	○		41
	87	ふるさとふくしま帰還支援事業(県外避難者支援事業)		○	42
	88	地域コミュニティ復興支援事業	○		43
	89	絆づくり応援事業	○		43
情報提供	90	ふるさとふくしま帰還支援事業(地域情報紙発行事業)	○	○	44
治安対策	91	子ども見守りパトロール事業	○		44
交通安全対策	92	出前型・体験型交通安全教室の開催等による交通安全指導	○		45
各種相談窓口設置	93	各種相談窓口の設置	-	-	46

避難生活への支援事業

仮設住宅管理

No. 1

事業等の名称	仮設住宅利便性向上（バリアフリー対策等）に対する支援		
予算額	3,931,200千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮設住宅の利便性を向上させるため、入居者からの手摺り、スロープ設置等の要望を市町村が取りまとめて県に要望された事項について、県が設置するものです。 		
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村から県に対して「仮設住宅要望・追加工事処理票」で申請してください。 		
お問い合わせ	土木部建築住宅課 (応急仮設住宅担当)	電話番号	024-521-8187

No. 2

事業等の名称	快適性保持のための修繕		
予算額	137,645千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 入居者の故意、過失でない仮設住宅の不具合に対し、市町村から一括して受け付ける維持管理センターを県が設置して、工事の瑕疵や修繕に対応するものです。 		
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村から電話・メールにより維持管理センターで受け付けします。 		
お問い合わせ	土木部建築住宅課 (応急仮設住宅担当)	電話番号	024-521-8187

No. 3

事業等の名称	共同施設の維持管理支援		
予算額	485,506千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮設住宅の集会所の光熱水費、浄化槽等の電気代、法定点検費用、会津地域の除雪費を県が補助するものです。 		
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村が県に補助金を申請し、年度末に請求してください。 		
お問い合わせ	土木部建築住宅課 (応急仮設住宅担当)	電話番号	024-521-8187

借上げ住宅支援

No. 4

事業等の名称	入退去管理支援		
予算額	111,241千円		
事業の内容	● 避難者のための住宅対策として行っている借上げ住宅について、解約、一部新規入居等の円滑な事務手続きを行うものです。		
申請方法等	● 市町村を通じて県へ申請書等を提出してください。		
お問い合わせ	土木部建築指導課 (民間借上げ住宅担当)	電話番号	024-521-5764

No. 5

事業等の名称	家賃等の支払いによる支援		
予算額	17,864,700千円		
事業の内容	● 避難者のための住宅対策として行っている借上げ住宅について、物件を提供していただいている貸主に対し、毎月の家賃等を県が支払うものです。		
申請方法等	● 貸主と県が締結している賃貸借契約に基づき、支払い業務を行います。		
お問い合わせ	土木部建築指導課 (民間借上げ住宅担当)	電話番号	024-521-5764

事業継続支援

No. 6

事業等の名称	空き工場等の紹介		
予算額	- 千円		
事業の内容	● 事業再開に向けて県内での移転先を探している企業の皆様に、空き工場、倉庫、工業用地等の情報を提供しています。		
申請方法等	● 下記にお問い合わせください。		
お問い合わせ	商工労働部企業立地課	電話番号	024-521-7916

高齢者支援

No. 7

事業等の名称	被災者健康サポート事業		
予算額	500,000千円		
事業の内容	<p>【県内】</p> <p>● 仮設住宅入居者等被災者の健康状態の悪化予防や健康不安の解消を図るため、また、被災市町村における被災者健康支援活動を支援するため、以下の各事業を実施します。</p> <p>1 保健医療専門職人材確保支援事業 被災市町村の専門職不足の解消を図るため、福島県看護協会等への委託により、県内外から長期的に保健医療専門職（保健師・看護師、管理栄養士・栄養士、歯科衛生士）を確保・雇用し、その人材を活用して、被災市町村等の健康支援事業等の実施を支援します。 また、県内関係団体への委託により、被災市町村等の要請に基づき、栄養・食生活、口腔ケア相談や指導等の応援活動等を行う（管理）栄養士や歯科衛生士を応援派遣し、被災市町村の健康支援活動を支援します。</p> <p>2 福島県被災者健康支援体制整備事業（市町村補助事業） 市町村が被災者等への健康支援活動を実施する、又は、健康支援活動の安定的・継続的な実施体制を整備するための事業経費に対して補助を行います。</p> <p>3 被災者健康支援活動 県保健福祉事務所及び同出張所が、被災市町村の意向をふまえ、仮設や借上住宅等の健康要支援者への訪問支援及び仮設住宅集会所等での保健指導、栄養指導、口腔ケア指導等の実施を支援します。</p> <p>【県外】</p> <p>4 県外避難者健診体制整備事業（市町村補助事業） 市町村が県外避難者のがん検診や特定健診の受診機会を確保するため、全国展開している健診機関との契約を進める際の事務手数料を補助します。</p>		
申請方法等	<p>1・2・4 福島県保健福祉部健康増進課</p> <p>3 仮設住宅等設置市町村より、仮設住宅設置地域の管轄保健福祉事務所等に相談ください。</p>		
お問い合わせ	県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 相双保健福祉事務所いわき出張所 保健福祉部健康増進課	電話番号	024-534-4101 0248-75-7800 0248-22-5441 0242-29-5503 0241-63-0303 0244-26-1323 0246-24-6118 024-521-7640

No. 8

事業等の名称	高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業		
予算額	1,051,760千円		
事業の内容	<p>1 高齢者等サポート拠点整備事業 仮設住宅に入居する高齢者等を支援するため、総合相談、デイサービスや生活支援サービス等を提供する高齢者等サポート拠点を整備し、運営します。平成24年度からは、市町村や民間団体が高齢者等サポート拠点を設置運営した場合に、その経費を補助します。</p> <p>2 地域支え合い体制づくり助成事業 仮設住宅等の高齢者、障がい者（児）等に対して必要となる相談、介護、生活支援等の提供体制づくり事業を行う市町村、NPO等に対して補助金を交付します。</p> <p>3 相談支援専門職チーム派遣事業 仮設住宅等において生活することになった高齢者等の福祉ニーズ等を把握し、地域の福祉等サービスにつなげるために、相談支援専門職チーム（社会福祉士、介護支援専門員など）を派遣しています。</p>		
申請方法等	担当部署にお問い合わせください。		
お問い合わせ	1、2 保健福祉部高齢福祉課 3 福島県介護支援専門員協会 保健福祉部介護保険室	電話番号	024-521-7163 024-924-7200 024-521-7745

No. 9

事業等の名称	仮設住宅等における生活機能支援事業		
予算額	2,345千円		
事業の内容	<p>● 仮設住宅や借上げ住宅等に生活する高齢者や障がい者等の日常生活における生活機能の低下予防・悪化防止を図るため、以下の事業を実施します。</p> <p>1 支援者に対する研修会の開催 被災者を支援する関係者に対し、生活機能の低下防止を目的とした簡単な運動等助言ができるようにするほか、心身の健康の保持増進に関する助言ができるよう支援者向け研修会を開催します。</p> <p>2 仮設住宅等におけるリハビリテーション相談会等の実施 仮設住宅等で生活する被災者（高齢者、障がい者等）に対する専門的立場からのリハビリテーションに関する相談会や運動指導を実施します。</p>		
申請方法等	担当部署へお問い合わせください。		
お問い合わせ	保健福祉部高齢福祉課	電話番号	024-521-7163

No. 10

事業等の名称	ふくしまから はじめよう。高齢者社会参加活動支援事業		
予 算 額	16,525千円		
事業の内容	<p>● 元気な高齢者が高齢化社会の担い手として活躍できるよう支援するとともに、高齢者の生きがいづくりを図るため、以下の取組を実施します。</p> <p>1 高齢者社会参加活動支援事業 60歳以上で、訪問介護サービス事業に従事することを希望する者及び介護の知識・技術を学び家庭や地域活動に活用することを希望する者が、介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級と同等）の受講に要する経費を助成します。</p> <p>2 県内各地にシニアサポーターを増やす取組 避難している高齢者等にシニアサポーターとして登録いただき、地域の小学校や保育所等における子どもたちとのふれ合い交流活動を推進します。</p>		
申請方法等	担当部署へお問い合わせください。		
お問い合わせ	1 保健福祉部高齢福祉課 2 保健福祉部子育て支援課	電話番号	024-521-7197 024-521-7198

心のケア

No. 11

事業等の名称	女性の悩み相談事業		
予 算 額	— 千円（復興庁予算で執行）		
事業の内容	<p>● 震災後、心や身体の調子がすぐれないといったストレスや配偶者等からの暴力など、不安や悩みを抱える女性のため、専門の女性相談員による相談を行います。</p> <p>【実施主体】内閣府、県、NPO法人ウィメンズスペースふくしま等</p> <p>1 電話相談 【実施日・時間】祝日を除く月～金曜日 10時～17時</p> <p>2 面接相談（いわき） 【実施日】毎月第2土曜日、第4水曜日ほか</p>		
申請方法等	<p>1 電話相談は、下記相談窓口【1】まで御連絡ください。</p> <p>2 面接相談は、下記相談窓口【2】で御予約ください。</p>		
お問い合わせ	1 女性のための電話相談・ふくしま 2 女性のための面接相談	電話番号	<p>【1：電話相談】 0120-207-440 （全国フリーダイヤル）</p> <p>【2：面接相談予約電話】 0120-207-440 0246-21-7235 080-6291-5736</p>

No. 12

事業等の名称	ひきこもり支援センター事業		
予算額	10,000千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● ひきこもりに関する悩みを抱えるご本人や家族からの相談に対応します。地域の保健・医療・教育・労働・福祉関係機関などが協力しながらサポートしていきます。 		
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 電話、来所、メール等による相談に対応します。 まずはお気軽にご相談ください。 ・相談日時：祝日を除く火曜日～土曜日 9時30分～17時30分 		
お問い合わせ	福島県ひきこもり支援センター	電話番号	024-546-0006

No. 13

事業等の名称	青少年総合相談センター事業		
予算額	6,391千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会生活を営む上で困難を有する青少年及びその保護者からの相談に対応します。また、相談への誘導、保護者を含めた地域の大人の意識啓発を図るため、研修会及び講習会を開催します。 		
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 電話、来所、メール等による相談に対応します。 ・相談日時：祝日を除く火曜日～土曜日 9時30分～17時30分 		
お問い合わせ	福島県青少年総合相談センター	電話番号	024-546-0006

No. 14

事業等の名称	ピアカウンセリング事業「ふくしまピアサポートネット」		
予算額	12,017千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な悩みや問題を抱える青少年に対して、同じような経験をした同世代の者（ピア）同士による交流会、地域貢献活動等を実施します。 ・若者同士の交流会・ボランティア活動（対象：概ね15歳～40歳） ・保護者同士の情報交換 		
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 交流会等については、方部ごとに事前開催のお知らせをしますので、申し込みのうえご参加ください。参加者の費用負担はありません。ただし、交流会企画に係る実費相当分については、ご負担をいただく場合もあります。 		
お問い合わせ	特定非営利活動法人ビーンズふくしま	電話番号	024-563-6255

No. 15

事業等の名称	女性のための相談事業		
予算額	11,225千円		
事業の内容	● 女性のための相談支援センターにおいて、女性が抱えるあらゆる悩みへの相談に対応します。		
申請方法等	● 電話及び来所による相談を行っています。 ※メールによる相談は行っていません。		
お問い合わせ	女性のための相談支援センター	電話番号	024-522-1010

No. 16

事業等の名称	子どもの心のケア事業		
予算額	131,000千円		
事業の内容	● 子どもの支援を行っている団体に業務を委託し、専門的人材の派遣や研修会等の開催、心の健康の普及啓発等を行い、震災により様々なストレスを受けた子どもたち及び子どもたちに接している大人の心のケアを進めます。(なお、県外避難者に対しても支援を行います) ● 県外避難から帰還した母親を対象に「ママカフェ」を実施し、交流の場を設けています。		
申請方法等	● ふくしま子ども支援センター(特定非営利活動法人ビーンズふくしま内)と連携し、事業を進めています。詳細は児童家庭課におたずねください。		
お問い合わせ	保健福祉部児童家庭課	電話番号	024-521-7174

健康管理

No. 17

事業等の名称	被災者健康サポート事業〔再掲〕		
予算額	500,000千円		
事業の内容	<p>【県内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 仮設住宅入居者等被災者の健康状態の悪化予防や健康不安の解消を図るため、また、被災市町村における被災者健康支援活動を支援するため、以下の各事業を実施します。 <ol style="list-style-type: none"> 1 保健医療専門職人材確保支援事業 被災市町村の専門職不足の解消を図るため、福島県看護協会等への委託により、県内外から長期的に保健医療専門職（保健師・看護師、管理栄養士・栄養士、歯科衛生士）を確保・雇用し、その人材を活用して、被災市町村等の健康支援事業等の実施を支援します。 また、県内関係団体への委託により、被災市町村等の要請に基づき、栄養・食生活、口腔ケア相談や指導等の応援活動等を行う（管理）栄養士や歯科衛生士を応援派遣し、被災市町村の健康支援活動を支援します。 2 福島県被災者健康支援体制整備事業（市町村補助事業） 市町村が被災者等への健康支援活動を実施する、又は、健康支援活動の安定的・継続的な実施体制を整備するための事業経費に対して補助を行います。 3 被災者健康支援活動 県保健福祉事務所及び同出張所が、被災市町村の意向をふまえ、仮設や借上住宅等の健康要支援者への訪問支援及び仮設住宅集会所等での保健指導、栄養指導、口腔ケア指導等の実施を支援します。 <p>【県外】</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 県外避難者健診体制整備事業（市町村補助事業） 市町村が県外避難者のがん検診や特定健診の受診機会を確保するため、全国展開している健診機関との契約を進める際の事務手数料を補助します。 		
申請方法等	<p>1・2・4 福島県保健福祉部健康増進課 3 仮設住宅等設置市町村より、仮設住宅設置地域の管轄保健福祉事務所等に相談ください。</p>		
お問い合わせ	<p>県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 相双保健福祉事務所いわき出張所 保健福祉部健康増進課</p>	<p>電話番号</p>	<p>024-534-4101 0248-75-7800 0248-22-5441 0242-29-5503 0241-63-0303 0244-26-1323 0246-24-6118 024-521-7640</p>

事業等の名称	県民健康調査事業		
予算額	6,266,826千円		
事業の内容	<p>東日本大震災やその後の東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの県民が健康に不安を抱えている状況を踏まえ、長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる健康の維持・増進につなげることを目的とした「県民健康調査」を実施しており、下記のとおり避難者向けの対応をしています。</p> <p>●甲状腺検査 チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる甲状腺がんがあります。 このため、子どもたちの健康を長期に見守るために、震災当時、概ね0歳から18歳の方を対象として、甲状腺検査を実施しています。 県外避難者の方も避難先の近隣で検査を受けられるように、全都道府県の91医療機関で受診できる体制を整備しており、県内における検査拠点の拡充にも取り組んでいます。</p> <p>●健康診査 県民の健康を見守り、将来にわたる健康増進につなげることを目的に、既存の健診制度を活用して健康診査を行っています。特に、避難区域等の住民を対象として、白血球分画等の項目を上乗せした健康診査を、対象となる住民が県内外に避難している状況を踏まえて、県内はもとより、各都道府県で健診可能な医療機関を充実させるなどして実施しております。</p> <p>●WBCによる内部被ばく検査 内部被ばく検査については、県有車載型WBCで県内各地を巡回して検査しているほか、県外については、青森、宮城、新潟、茨城、滋賀、広島、長崎の大学病院等で受検できる体制を整備しています。さらに、県有車載式WBCを県外に持ち込んでの巡回検査にも取り組んでいます。</p>		
申請方法等	ご質問等については、下記お問い合わせ先まで御連絡ください。		
お問い合わせ	福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター 保健福祉部県民健康調査課	電話番号	024-549-5130 024-521-8028

子育て支援

No. 19

事業等の名称	東日本大震災子ども支援基金給付事業		
予算額	77,140千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 東日本大震災により保護者が死亡又は行方不明となった児童（孤児・遺児）の生活及び修学を支援します。 ・ 未就学児童 月額（孤児：30,000円、遺児：20,000円） ・ 小・中学校に在籍する者 月額（孤児：40,000円、遺児：30,000円） ・ 高等学校等に在籍する者 月額（孤児：50,000円、遺児：40,000円） ・ 大学及び専門学校等に在籍する者 月額（孤児：60,000円、遺児：50,000円） ・ 小学校入学時給付金 30,000円 ・ 小学校卒業時給付金 50,000円 ・ 中学校卒業時給付金 100,000円 ・ 高等学校卒業時給付金 300,000円 		
申請方法等	● 対象者にお送りする申請書により、県に直接お申し込みください。		
お問い合わせ	保健福祉部児童家庭課	電話番号	024-521-7174

No. 20

事業等の名称	子どもの心のケア事業〔再掲〕		
予算額	131,000千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの支援を行っている団体に業務を委託し、専門的人材の派遣や研修会等の開催、心の健康の普及啓発等を行い、震災により様々なストレスを受けた子どもたち及び子どもたちに接している大人の心のケアを進めます。（なお、県外避難者に対しても支援を行います。） ● 県外避難から帰還した母親を対象に「ママカフェ」を実施し、交流の場を設けています。 		
申請方法等	● ふくしま子ども支援センター（特定非営利活動法人ビーンズふくしま内）と連携し、事業を進めています。詳細は児童家庭課におたずねください。		
お問い合わせ	保健福祉部児童家庭課	電話番号	024-521-7174

No. 21

事業等の名称	ふくしまの赤ちゃん電話健康相談		
予算額	30,892千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊産婦や乳幼児を持つご家族の健康や育児に関する不安や悩みについて、電話で相談対応します。 ● 母乳育児に対する不安や悩みについて電話で相談対応します。 ● ご希望により、助産師による訪問相談対応します。 ● 地域子育てサロン、交流会を開催します。 ● 母乳検査の受け方について電話で相談対応します。 		
申請方法等	● 下記の相談窓口にて御相談ください。 相談時間は、午前9時30分から午後4時30分です。		
お問い合わせ	フリーダイヤル 福島県助産師会（福島窓口） "（会津窓口） "（いわき窓口）	電話番号	0120-80-2051 024-573-0274 0242-85-8303 080-2837-7588

No. 22

事業等の名称	子ども健やか訪問事業		
予算額	15,270千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮設住宅等（借り上げ住宅を含む）で避難生活をしている子どもを持つ家庭を、地域の子育て支援者が訪問し、生活・育児等の相談に対応します。 <p>【対象家庭】 県内に避難している児童のいる家庭 【訪問実施者】 子ども健やか訪問支援員（保健師、助産師、看護師、子育て支援者等）</p>		
申請方法等	● 詳細は、下記に御相談ください。		
お問い合わせ	児童家庭課	電話番号	024-521-7174

No. 23

事業等の名称	児童の養育相談		
予算額	104,262千円		
事業の内容	● 児童相談所において、児童の養育に関するあらゆる相談に対応します。 (来所、電話、メール等)		
申請方法等	● 来所、電話及びメールによる相談を行っています。 おいでいただく場合は、待ち時間を少なくするため、電話等で相談日・時間を予約してください。		
お問い合わせ	保健福祉部児童家庭課 中央児童相談所 県中児童相談所 会津児童相談所 浜児童相談所	電話番号	024-521-7174 024-534-5101 024-935-0611 0242-23-1400 0246-28-3346

No. 24

事業等の名称	仮設住宅に住む子どもの環境づくり事業		
予算額	150,270千円		
事業の内容	● 仮設住宅に住んでいる子どもが安心して過ごすことができるスペースを確保し、また、当該スペースにおいて子どもたちの遊び等への支援を行う者及びスペースを管理する立場の者を確保します。		
申請方法等	● 詳細は下記連絡先に御連絡ください。		
お問い合わせ	保健福祉部子育て支援課	電話番号	024-521-8205

No. 25

事業等の名称	発達障がい児(者)障害福祉サービス利用支援事業		
予算額	73,684千円		
事業の内容	<p>1 被災した障がい児に対する医療支援事業 被災した障がい児を対象に、総合療育センターが他都道府県の児童精神科医、小児科医の派遣を受け、医療支援を行います。</p> <p>2 被災した障がい児に対する相談・援助事業 障がい児の支援に関する専門家の関係団体に委託し、被災した障がい児への相談及び療育を含めた援助を行います。</p> <p>3 被災した発達障がい者に対する支援事業 被災した発達障がい者(児も含む)を対象に支援を行います。</p>		
申請方法等	<p>1 総合療育センターに御連絡願います。</p> <p>2 委託先・利用方法については下記までお問い合わせください。</p>		
お問い合わせ	1 総合療育センター 2・3 保健福祉部障がい福祉課	電話番号	1 024-951-0352 2・3 024-521-7171

事業等の名称	ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業		
予算額	1,008,945千円		
事業の内容	<p>● 震災の経験を踏まえ再発見した郷土の良さを伝え合い、発信していくような交流活動を行うとともに、充実した自然体験活動を行う機会を提供し、豊かな人間性と生きる力の育成を図るため、県内外において自然体験活動や交流活動等を実施する団体に、宿泊費と活動費・交通費を補助します。</p> <p>① 小・中学校自然体験・交流活動等支援事業 県内の小・中学校、特別支援学校小・中学部が、県内外で宿泊を伴う自然体験活動や交流活動等を行う事業を対象とします。(県外は長期宿泊、交流活動等が条件)</p> <p>② 幼稚園・保育所自然体験活動等支援事業 県内の幼稚園・保育所、特別支援学校幼稚部が、県内外で日帰りまたは宿泊を伴う自然体験活動等を行う事業を対象とします。</p> <p>③ 社会教育団体自然体験活動支援事業 子ども会・スポ少・PTAなどの社会教育関係団体が、県内外で長期宿泊を伴う自然体験活動を行う事業を対象とします。</p> <p>④ ふくしまっ子体験活動応援補助事業 子ども5人以上の社会教育関係団体等が県内で日帰りまたは短期宿泊を伴う自然体験活動やスポーツ体験、交流活動を行う事業を対象とします。</p> <p>⑤ ふくしまっ子自然の家体験活動応援事業 県内の乳幼児から中学生とその家族を対象として、県自然の家において、日帰りで行う自然体験活動等の場を提供します。</p>		
申請方法等	● 詳細は、県教育庁社会教育課のホームページをご覧になるか、電話でお問い合わせください。		
お問い合わせ	県教育庁社会教育課 〃 義務教育課	電話番号	024-522-3090 024-521-7776

教育支援

No. 27

事業等の名称	被災児童生徒等就学支援事業		
予算額	1,477,665千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園（被災幼児就園支援事業） <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：東日本大震災等により被災し、経済的理由により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児 ・対象経費：保育料、入園料 ● 小・中学校（被災児童生徒就学援助事業） <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：東日本大震災等により被災し、経済的理由により就学困難となった児童生徒 ・対象費目：学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費等 		
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 罹災証明又は被災証明等及び聞き取りなどにより、各市町村が被災状況と収入状況を確認します。 ● この制度は各都道府県で実施しており、県外市町村に避難している方も補助を受け取ることが可能です。 ● 子どもさんが通っている幼稚園、小・中学校を通して各市町村教育委員会に申し込んでください。 		
お問い合わせ	各幼稚園、小・中学校、お住まいの市町村教育委員会又は県教育庁義務教育課へ	電話番号	県教育庁義務教育課 024-521-7796

No. 28

事業等の名称	高校等奨学資金貸付事業（福島県奨学資金震災特例採用）		
予算額	234,900千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 東日本大震災により被災し、経済的理由により修学困難となった高等学校・専修学校の高等課程に在学している生徒を対象に、奨学資金を貸与します。 ・貸与月額 国公立 自宅通学 18,000円/自宅外通学 23,000円 私立 自宅通学 30,000円/自宅外通学 35,000円 ・貸与期間 採用年度における1年間 ・利子 無利子 ・保証人 連帯保証人1名（保護者） ・返還 卒業後の本人の収入見込みにより、柔軟な返還免除制度があります。 		
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 在学している学校を通じて願書に必要書類を添え申し込んでください。 ● 詳細は下記までお問い合わせください。 		
お問い合わせ	在学している学校又は県教育庁高校教育課へ	電話番号	県教育庁高校教育課 024-521-7775

No. 29

事業等の名称	高等学校通学費支援事業		
予算額	30,450千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 原発事故に伴い、サテライト校等への通学を余儀なくされた生徒の保護者等に対して通学費の支援を行います。 		
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 通学している学校へ高等学校生徒通学費支援金交付申請書等を提出して下さい。(申請書等は各学校の事務室にあります。) 		
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立高校生の場合 県教育庁財務課 ・ 私立高校生の場合 総務部私学・法人課 	電話番号	024-521-7758 024-521-7048

コミュニティ形成

No. 30

事業等の名称	地域づくり総合支援事業(サポート事業)		
予算額	329,196千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間団体や市町村等が行う広域的・先駆的・モデル的な事業でかつ国、県等の既定施策の中で措置することが困難な事業に対して補助金を交付します。 ● 補助率 2/3 ● 「震災復興及び関連する取組み」として長期避難者と地域住民の交流事業や福島の実況を伝える情報発信事業を優先的に採択し、特に民間団体が行う新規の復興関連事業は、振興局長の判断により、補助率の引き上げを可能としました。 ● 補助額 上限500万円 		
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成26年度事業については、各地方振興局に配分した予算の範囲内で募集・採択を行う予定ですので、各地方振興局にお問い合わせ願います。 		
お問い合わせ	企画調整部地域振興課 県北地方振興局地域づくり・商工労政課 県中地方振興局地域づくり・商工労政課 県南地方振興局地域づくり・商工労政課 会津地方振興局地域づくり・商工労政課 南会津地方振興局地域づくり・商工労政課 相双地方振興局地域づくり・商工労政課 いわき地方振興局地域づくり・商工労政課	電話番号	024-521-7118 024-523-2365 024-935-1323 0248-23-1546 0242-29-5292 0241-62-5205 0244-26-1117 0246-24-6007

No. 31

事業等の名称	地域づくり総合支援事業（ふるさと・きずな維持・再生支援事業）		
予算額	135,000千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● NPO等の地域活動団体が主体となる震災からの復興やきずなの維持・再生に効果のある取組であり、かつNPO等の地域活動団体の人材育成又はネットワーク形成に資する取組を実施する場合に補助金を交付します。 ● 補助先 地域活動団体等 		
申請方法等	● 担当部署にお問い合わせ下さい。		
お問い合わせ	文化スポーツ局文化振興課	電話番号	024-521-7179

No. 32

事業等の名称	スポーツ・レクリエーションによる絆支援事業		
予算額	3,665千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 県レクリエーション協会に配置されるスポーツ・レクリエーション指導者が、仮設住宅を訪問して、スポーツ・レクリエーション教室を実施します。 		
申請方法等	● 担当部署にお問い合わせください。		
お問い合わせ	文化スポーツ局スポーツ課 特定非営利活動法人 福島県レクリエーション協会	電話番号	024-521-7795 024-544-1886

No. 33

事業等の名称	スポーツ・レクリエーション活動応援事業		
予算額	3,200千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 各スポーツ・レクリエーション団体が、被災された方を対象にして行うスポーツ・レクリエーション活動等の事業に対して、助成を行います。 ・ 助成対象団体：生涯スポーツ事業を行う団体 ・ 助成額：10～80万円 ・ 助成率：総助成対象経費の5/5以内 		
申請方法等	● 担当部署にお問い合わせください (平成26年度事業申請は、平成26年1月31日で終了しました)。		
お問い合わせ	文化スポーツ局スポーツ課 ((公財)福島県スポーツ振興基金)	電話番号	024-521-7795

No. 34

事業等の名称	生活拠点コミュニティ形成事業		
予算額	40,734千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 長期避難を余儀なくされている避難者の方々のコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者や周辺の避難者、受入自治体住民とのコミュニティづくりを支援する交流員を配置します。 ● 復興公営住宅を拠点に、コミュニティスペースを活用した交流活動の実施やイベントの企画・開催、コミュニティ情報の発信、サロン支援、見守り活動などを通じて交流の拡大を図っていきます。 		
申請方法等	● 詳細の交流活動やイベントの実施状況については、担当部署へお問い合わせください。		
お問い合わせ	避難地域復興局生活拠点課	電話番号	024-521-8617

情報提供

No. 35

事業等の名称	ふるさとの絆電子回覧板事業		
予算額	59,704千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 原発避難者特例法に基づく指定市町村から県内外に避難した人達に、通信機能の付いたデジタルフォトフレームやタブレット端末を配布し、行政情報（市町村、県）やふるさとの情報などリアルタイムで配信し、避難者とふるさととの絆を維持する。 		
申請方法等	● 各市町村が避難者に端末の配布希望を確認し、希望者に配布します。		
お問い合わせ	知事直轄広報課	電話番号	024-521-7012

No. 36

事業等の名称	ふるさとふくしま帰還支援事業（広報紙送付事業）		
予算額	99,274千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 原発避難者特例法に基づく指定市町村からの避難者及びそれ以外の県外に住む避難者に対して、県・市町村の各種広報誌や新聞ダイジェスト版等の生活支援情報やふるさとに関する情報を送付する。 		
申請方法等	● 下記連絡先又は市町村にお問い合わせください。		
お問い合わせ	生活環境部避難者支援課	電話番号	024-523-4250

No. 37

事業等の名称	ふるさとふくしま帰還支援事業（地元紙提供事業）		
予算額	104,370千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 県外の図書館等の公共施設や、避難者の交流施設など避難者が集まる場所に地元紙（福島民報、福島民友）を送付し、避難者等の閲覧に供する。 全国約500ヶ所、週2回送付。 		
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 地元紙の閲覧施設については、避難者支援課のホームページに掲載しています。 ● 新たに送付を希望される施設がございましたら、下記連絡先へご相談ください（個人への送付は不可）。 		
お問い合わせ	生活環境部避難者支援課	電話番号	024-523-4250

治安対策

No. 38

事業等の名称	防犯教室、防犯講話の開催		
予算額	－ 千円		
事業の内容	● 仮設住宅の集会所等において、犯罪被害防止のための防犯教室、防犯講話等を行うものです。		
申請方法等	● 仮設住宅所在地を管轄する警察署又は福島県警察本部生活安全企画課を通じて問い合わせてください。		
お問い合わせ	仮設住宅所在地を管轄する警察署又は福島県警察本部生活安全企画課	電話番号	福島県警察本部 生活安全企画課 024-522-2151(代)

No. 39

事業等の名称	防犯ボランティアの設置に向けた働きかけ及び合同パトロール活動の実施		
予算額	3,019千円		
事業の内容	● 仮設住宅居住者が自主防犯パトロール活動を行う際、 ・ パトロール隊設置に向けたアドバイス ・ パトロール隊の活動方針に関するアドバイス 等を行うものです。		
申請方法等	● 各仮設住宅で、上記事業に関し県警の支援が必要な際、仮設住宅所在地を管轄する警察署又は福島県警察本部生活安全企画課を通じて問い合わせして下さい。		
お問い合わせ	仮設住宅所在地を管轄する警察署又は福島県警察本部生活安全企画課	電話番号	福島県警察本部 生活安全企画課 024-522-2151(代)

No. 40

事業等の名称	仮設住宅の集会所に開設した警察官立寄所等における各種相談・要望の受理		
予算額	－ 千円		
事業の内容	● 仮設住宅を管轄する警察署が、独自に開設する警察官立寄所等を拠点として、 ・ 各種相談・要望の受理 ・ 防犯指導と防犯講話等による犯罪被害防止 ・ 防犯広報紙の配布 等を行うものです。		
申請方法等	● 各仮設住宅を管轄する警察署単位で開設しています。		
お問い合わせ	仮設住宅所在地を管轄する警察署又は福島県警察本部地域企画課	電話番号	各警察署 福島県警察本部地域企画課 024-522-2151(代)

交通安全対策

No. 41

事業等の名称	仮設住宅等交通事故防止対策事業		
予算額	900千円		
事業の内容	● 福島県交通安全母の会連絡協議会に委託し、仮設住宅等に入居している避難者を対象に交通安全の啓発活動を行うものです。		
申請方法等	● 仮設住宅設置市町村等と協議し、活動箇所を選定します。		
お問い合わせ	生活環境部生活交通課	電話番号	024-521-7158

交通手段の確保

No. 42

事業等の名称	市町村生活交通対策事業		
予算額	156,361千円		
事業の内容	● 市町村が地域の実情に即し、住民の生活交通の確保を図ることを目的として主体的に行うバス事業やデマンド型乗合タクシー事業等に対して支援するものです。		
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助対象は、県が指定する路線、事業を対象とするため、運行したい月日の1ヶ月前までに、事前に指定申請をします（随時申請可）。 ● 指定を受けた市町村は、11月20日までに所定の補助金申請書を提出します。 ● 対象は、直営バス、委託バス、デマンド型乗合タクシー事業です。 ● 過疎地域の指定や前年度の財政力指数、路線収支率に応じて、補助率が8段階に区分され、運行欠損額に乗じて補助します。 		
お問い合わせ	生活環境部生活交通課	電話番号	024-521-7158

No. 43

事業等の名称	地域公共交通確保維持改善事業（調査事業）		
予算額	— 千円（被災した公共交通の復興支援として25億円）		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の交通を維持するため、地域の実情に応じた生活交通等の運行（無償運行含む）の試験・調査を国が支援するものです。 ● 平成23年7月に東日本大震災の被災3県を対象に特例措置が設けられました。 ● 指定市町村が実施する仮設住宅等と店舗や医療機関等を結ぶ日常生活の移動手段について、平成26年度からは、仮設住宅等の箇所数に応じて3,500万円～6,000万円を支援します（金額は無償運行の場合）。 ● 特例措置が受けられる特定被災市町村は、年度毎に東北運輸局長が指定します。本県では、平成25年度までに、沿岸市町村等12市町村が指定を受けています。 		
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定市町村等が計画を国に提出する必要があります。 ● 特例措置が講じられておりますので、申請方法等は、国の指示によることとなります。 		
お問い合わせ	生活環境部生活交通課	電話番号	024-521-7158

No. 44

事業等の名称	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (被災地域地域間幹線系統確保維持費補助金ほか)		
予算額	499,736千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成23年度に国が創設した「地域公共交通確保維持改善事業」で、特定被災市町村に指定された市町村の需要に応じて運行する広域的・幹線的なバス路線の維持・確保を図るため、これまでの補助要件を緩和して必要な経費について、国と協調して県がバス事業者を支援するものです。 ● 県生活交通対策協議会（生活交通課が事務局）が3カ年計画を国に提出し、承認を受けた路線が対象となります。 ● 被災市町村を始め、沿線市町村が必要とする路線について、県生活交通対策協議会で審議することとなります。 ● また、生活交道路線の用に供する車両の購入については、購入補助や減価償却費等の支援を受けることも可能です。 ● なお、特定被災市町村は、年度ごとに地方運輸局長が指定します。 		
申請方法等	● 対象路線を運行する乗合バス事業者が11月に国及び県に申請することとなります。		
お問い合わせ	生活環境部生活交通課	電話番号	024-521-7158

生活再建への支援事業

復興公営住宅支援

No. 45

事業等の名称	復興公営住宅整備促進事業		
予算額	45,029,401千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 原子力災害により避難の継続を余儀なくされている避難者に対し、早期に恒久住宅を提供するため、平成25年12月に策定した福島県第二次復興公営住宅整備計画に基づき、県自らが復興公営住宅を整備するとともに、県が自治体の要請に応じて復興公営住宅を代行で整備するものです。 		
申請方法等	● 入居に関しては、復興公営住宅入居支援センターにご相談ください。		
お問い合わせ	復興公営住宅入居支援センター 土木部建築住宅課 (復興住宅担当)	電話番号	024-522-3320 024-521-8049

住宅再建支援

No. 46

事業等の名称	福島県空き家・ふるさと復興支援事業		
予算額	100,300千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者の住宅再建や定住人口の確保、空き家問題の改善等を促進するため、被災者や県外からの移住者が自ら居住するために行う空き家のリフォーム等を支援します。 【補助額】 1 リフォーム：工事費の2分の1（最大150万円） 2 ハウスクリーニング等：最大40万円 		
申請方法等	● 空き家の所在地を管轄する建設事務所にご相談ください。		
お問い合わせ	土木部建築指導課 (民間建築担当)	電話番号	024-521-7528

No. 47

事業等の名称	福島県森と住まいのエコポイント事業		
予算額	25,000千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 県産木材を使用して木造住宅の建設等（新築・増改築・購入）を行う建築主に県産の農林水産品等と交換可能なポイントを交付します。 【交付ポイント数】 ※1ポイント=1円相当 1 一般向け 20万ポイント 2 被災者、避難者向け 30万ポイント 		
申請方法等	● 福島県木材協同組合連合会にお申し込みください。(郵送・持参)		
お問い合わせ	福島県木材協同組合連合会 土木部建築指導課 (民間建築担当)	電話番号	024-523-3307 024-521-7528

No. 48

事業等の名称	住宅復興マッチングサポート事業		
予算額	4,410千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災地等における住宅施工業者、職人及び資材等の不足を解消するため、住宅の改修等を実施しようとする避難者等に対し、工務店の紹介や職人の融通等を行う窓口を設置します。 		
申請方法等	● 福島県地域型復興住宅推進協議会（予定）		
お問い合わせ	土木部建築指導課 (民間建築担当)	電話番号	024-521-7528

雇 用

No. 49

事業等の名称	農業経営体活性化支援事業		
予 算 額	124,920千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 県が契約を締結した農業経営体が、自身の経営回復・活性化等のために事業を実施するに当たり、農作物や家畜の管理、加工や直売業務等に従事する方を募集します。 ・対象者：失業者等 ・就業内容：農作物の栽培管理、家畜の飼養管理、農産加工、農産物販売等 ・雇用期間：平成26年度内 ・雇用者総人数：58人（予定） 		
申請方法等	● 求人方法：県からの委託を受けることになった農業法人等がハローワーク等を通じて募集します。		
お問い合わせ	県北農林事務所農業振興普及部 県中農林事務所農業振興普及部 県南農林事務所農業振興普及部 会津農林事務所農業振興普及部 南会津農林事務所農業振興普及部 相双農林事務所農業振興普及部 いわき農林事務所農業振興普及部	電話番号	024-535-0393 024-935-1310 0248-23-1563 0242-29-5307 0241-62-5264 0244-26-1152 0246-24-6161

事業継続支援

No. 50

事業等の名称	東日本大震災漁業経営対策特別資金		
予 算 額	251,472千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 東日本大震災及び原子力発電所の事故の影響により被害を受けている漁業者及び水産加工業者に対し、消失した漁具・設備などの購入や、経営維持に必要な資金等を融通いたします。 <p>〔資金の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 個人500万円、法人700万円 ・貸付利率 無利子 ・償還期限 10年以内（うち据置3年以内） <p>〔融資機関〕 県信用漁業協同組合連合会</p>		
申請方法等	● 県信用漁業協同組合連合会にお申込みください。		
お問い合わせ	農林水産部水産課	電話番号	024-521-7379

事業等の名称	園芸産地復興支援対策事業		
予算額	100,000千円		
事業の内容	<p>● 東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故に伴い甚大な被害を受けた地域を対象として、新たな農用地等での営農再開、品目転換等に必要な初期生産資材や施設整備等の支援を行う。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 事業実施主体 東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原発事故より甚大な被害を受けた地域の市町村、JA、農業法人、営農集団、認定農業者等</p> <p>2 対象 園地整備、初期生産資材（種苗、肥料、農薬、支柱等）、栽培用ハウス、ハウス付帯施設、育苗・移植用施設、栽培管理用機械、調製出荷機械等</p> <p>3 補助率 9/10以内（園地整備10a当たり500千円定額。 1件当たりの上限額あり。）</p>		
申請方法等	● 各市町村、各農林事務所、園芸課にご相談ください。		
お問い合わせ	農林水産部園芸課		024-521-7355
	県北農林事務所農業振興普及部		024-535-0393
	伊達農業普及所		024-575-3181
	安達農業普及所		0243-22-1127
	県中農林事務所農業振興普及部		024-935-1307
	田村農業普及所		0247-62-3113
	須賀川農業普及所		0248-75-2181
	県南農林事務所農業振興普及部	電話番号	0248-23-1555
	会津農林事務所農業振興普及部		0242-29-5302
	喜多方農業普及所		0241-24-5742
	会津坂下農業普及所		0242-83-2112
	南会津農林事務所農業振興普及部		0241-62-5253
	相双農林事務所農業振興普及部		0244-26-1147
	双葉農業普及所		0246-24-6044
	いわき農林事務所農業振興普及部		0246-24-6160

事業等の名称	被災農家経営再開支援事業																	
予算額	283,340千円																	
事業の内容	<p>● 津波等により農作物の栽培が困難となった農業者等が、復興組合等を組織して共同で復旧作業を行った場合に、復興組合に対して経営再開支援金が支払われます。</p> <p>1 経営再開支援金交付事業 ○水田作物・野菜・果樹 復興組合等への経営再開支援金の交付額は、復旧作業に要した金額と対象となる農地の面積に以下の支援単価を乗じた額のいずれか低い額となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>営農の種類</th> <th colspan="2">支援単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水田作物</td> <td colspan="2">3.5万円/10a</td> </tr> <tr> <td>露地野菜(花きを含む)</td> <td>4.0万円/10a</td> <td>(7.0万円/10a)</td> </tr> <tr> <td>施設野菜(花きを含む)</td> <td>5.0万円/10a</td> <td>(14.0万円/10a)</td> </tr> <tr> <td>果樹</td> <td>4.0万円/10a</td> <td>(9.0万円/10a)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：単価の()は自力で施設の撤去等を行う場合 注：水田作物には畑地で生産される大豆・そば等を含む。</p> <p>2 事業実施主体(実施市町村) 相馬市、新地町</p> <p>3 補助率 定額</p>			営農の種類	支援単価		水田作物	3.5万円/10a		露地野菜(花きを含む)	4.0万円/10a	(7.0万円/10a)	施設野菜(花きを含む)	5.0万円/10a	(14.0万円/10a)	果樹	4.0万円/10a	(9.0万円/10a)
	営農の種類	支援単価																
	水田作物	3.5万円/10a																
	露地野菜(花きを含む)	4.0万円/10a	(7.0万円/10a)															
施設野菜(花きを含む)	5.0万円/10a	(14.0万円/10a)																
果樹	4.0万円/10a	(9.0万円/10a)																
申請方法等	● 実施市町村、相双農林事務所、農業担い手課に相談してください。																	
お問い合わせ	農林水産部農業担い手課	電話番号	024-521-7381															

事業等の名称	福島県営農再開支援事業		
予算額	5,079,265千円		
事業の内容	<p>● 原子力発電所事故の影響により、生産の断念を余儀なくされた避難区域等における営農再開に向けた一連の取組を支援します。</p> <p>【主な支援内容】※県事業実施主体分を除く</p> <p>1 避難区域等*を対象とした支援</p> <p>(1) 除染後農地等の保全管理 営農再開までの農地等における除草等の保全管理に対する支援</p> <p>(2) 鳥獣被害防止緊急対策 一斉捕獲活動の実施や大規模な進入防止柵等の設置に対する支援</p> <p>(3) 営農再開に向けた作付実証 基準値を下回る農作物生産の確認等のための作付実証に対する支援</p> <p>(4) 避難からすぐに帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援 営農再開するまでの間、一時的に行う管理耕作に対する支援</p> <p>(5) 放射性物質の交差汚染防止対策 放射性物質に汚染された農機具による米の汚染を防止する取組を支援</p> <p>(6) 新たな農業への転換支援 園芸作物における新たな栽培・品目への転換等の取組を支援</p> <p>(7) 水稻の作付再開支援 次年度に作付再開が見込まれる水田における耕盤再形成や再均平化のための代かき等の取組を支援</p> <p>2 県全体を対象とした支援</p> <p>(1) 放射性物質の吸収抑制対策 吸収抑制資材の施用などの取組を支援</p> <p>(2) 吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備</p> <p>3 特認事業</p> <p>(1) 営農再開に向けた復興組合支援（避難区域等） 復興組合等が営農再開支援事業を実施する際に必要な経費を支援</p> <p>(2) 稲作生産環境再生対策（避難区域等又は県内全域） 作付再開水田における畦畔等の修復、追加的に必要となった雑草防除、避難区域以外の地域における交差汚染防止対策などの取組を支援</p> <p>(3) 斑点米対策（避難区域等） カメムシ類による斑点米の被害に対して、品質向上を図るための機器のリース経費を支援</p> <p>補助率 定額又は1/2以内 ほか</p> <p>* 避難区域等とは、平成25年2月現在における警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域及び稲の作付制限区域をいう。</p>		
申請方法等	● 各農林事務所、農林企画課へ御相談ください。		
お問い合わせ	農林水産部農林企画課	電話番号	024-521-7319

教育支援

No. 54

事業等の名称	ふくしまの福祉を支える人材を育成するための事業		
予算額	9,744千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉に携わる人材のすそ野を広げる必要があることから、県内の福祉・介護事業所への就労を目指す高校生等を対象に仕事の説明会や施設見学会を開催するとともに、介護職員初任者研修の受講機会を設け、福祉・介護分野への就労を支援する。 		
申請方法等	● 社会福祉課にお問い合わせください。		
お問い合わせ	保健福祉部社会福祉課	電話番号	024-521-7322

No. 55

事業等の名称	介護福祉士等修学資金貸付事業		
予算額	－ 千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内の福祉・介護事業所で就労するために、介護福祉士等の養成施設で就学する学生に対して、無利子で修学資金の貸付を行います。 ● 貸付額 <ul style="list-style-type: none"> ① 修学金：月額5万円以内 ② 入学準備金：20万円以内 ③ 就職準備金：20万円以内 ● 貸付金の返還 <p>養成施設等を卒業後、定められた期日までに一括又は最長10年以内の月賦により返還いただきます。</p> <p>ただし、以下の要件を全て満たす方については、返還債務を免除します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 養成施設等を卒業後1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の資格を取得。 ② 福島県内の福祉施設等において介護又は相談援助業務等に5年間従事。 		
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 在学する養成施設等を通じて、福島県社会福祉協議会へ申請します。 ● 募集案内については、各養成所にお知らせするとともに福島県社会福祉協議会ホームページに掲載しています。 		
お問い合わせ	福島県社会福祉協議会	電話番号	024-523-1250

避難生活支援・生活再建支援どちらにも関連する支援事業

生活費支援

No. 56

事業等の名称	生活復興支援資金		
予算額	29,257千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人福島県社会福祉協議会が、東日本大震災により被災した低所得世帯（被災により低所得となった世帯を含む）を対象に行う「生活復興支援資金貸付」に対し、所要経費を補助します。 		
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活復興支援資金貸付の概要 <ul style="list-style-type: none"> ①実施主体 社会福祉法人福島県社会福祉協議会 ②資金の種類 <ul style="list-style-type: none"> ア 一時生活支援費 単身世帯：月15万円以内で6ヶ月以内 複数世帯：月20万円以内で6ヶ月以内 イ 生活再建費 80万円以内（転居費、家具什器費等） ウ 住宅補修費 250万円以内 ③据置期間 貸付日から2年以内 ④償還期間 20年以内（貸付金額に応じて異なる） ⑤連帯保証人 原則1名必要。ただし、連帯保証人を立てられない場合でも申請可能 ⑥貸付金利子 無利子。ただし、連帯保証人がない場合は、年1.5%。 ● 借入利用希望者の相談・申請窓口 <ul style="list-style-type: none"> ①一時生活支援費・生活再建費の場合 お住まい（避難先を含む）の地域の市区町村社会福祉協議会 ②住宅補修費の場合 住宅がある地域の市町村社会福祉協議会 		
お問い合わせ	(社福) 福島県社会福祉協議会	電話番号	024-523-1250

No. 57

事業等の名称	生活保護法による支援		
予算額	3,199,392千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護は、生活に困窮している方に、最低限度の生活を保障するとともに、積極的にそれらの方々の自立の助長を図ることを目的としています。保護は、国の定める最低生活費とその方の収入とを比較して、その方の収入だけでは最低生活費に満たないときに、行われるものです。 ・保護の種類：生活扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、住宅扶助 		
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● お住まいの仮設住宅等の所在地を管轄する福祉事務所（町村部は県保健福祉事務所、市部は市福祉事務所）が相談・申請先となります。 		
お問い合わせ	保健福祉部社会福祉課	電話番号	024-521-7323

雇 用

No. 58

事業等の名称	就職支援		
予 算 額	180,520千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者の生活再建を支援するため、県が設置した就職支援施設による就職相談や職業紹介を行い、就職を支援します。 ● ふくしま就職応援センター(仮設住宅等巡回・窓口相談) <ul style="list-style-type: none"> 郡山窓口：郡山市駅前1-14-21 郡山花椿ビル8階 Tel 024-925-0811 白河窓口：白河市郭内1 NTT白河ビル1階 Tel 0248-27-0041 会津若松窓口：会津若松市南千石町6-5 会津若松商工会議所会館2階 Tel 0242-27-8258 南相馬窓口：南相馬市原町区南町1-1 松本ビル2階 Tel 0244-23-1239 いわき窓口：いわき市平字梅本15 県いわき合同庁舎西分庁舎1階 Tel 0246-25-7131 ● ふるさと福島就職情報センター(窓口相談) <ul style="list-style-type: none"> 福島窓口：福島市三河南町1-20 コラッセふくしま2階 Tel 024-525-0047 東京窓口：東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館5階 ふるさと暮らし情報センター内 Tel 03-3214-9009 		
申請方法等	● 巡回就職相談の実施にあたっては、地域からの要望等に応じ市町村と日程を調整しながら実施していきますので御協力をお願いします。		
お問い合わせ	商工労働部雇用労政課	電話番号	024-521-7290

No. 59

事業等の名称	離職者等対象の職業訓練の実施		
予 算 額	530,486千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 離職された方々の早期就職を支援するため、就業に必要な技能及び知識を取得するための職業訓練を実施します。 ・対象者 公共職業安定所から受講あっせんを受けた離職者等 ・訓練コース 経理事務、介護、建設機械運転技能講習等 		
申請方法等	● 県内各公共職業安定所にて御相談ください。		
お問い合わせ	商工労働部産業人材育成課	電話番号	024-521-7829

No. 60

事業等の名称	職業訓練手当の支給		
予算額	10,870千円		
事業の内容	● 震災により離職を余儀なくされた方や災害により内定を取り消された新規学卒者が公共職業安定所長の指示を受けて職業訓練を受講した場合で、雇用保険が受給できない方に対して訓練手当を支給します。		
申請方法等	● 県内各公共職業安定所にて御相談ください。		
お問い合わせ	商工労働部産業人材育成課	電話番号	024-521-7829

No. 61

事業等の名称	緊急雇用創出事業		
予算額	31,796,201千円		
事業の内容	● 雇用創出のための基金を活用し、県や市町村が直接又は間接に求職者を雇用し、震災対応業務などを行うものです。		
申請方法等	● 下記までお問い合わせください。		
お問い合わせ	商工労働部雇用労政課	電話番号	024-521-7290

No. 62

事業等の名称	男女共生センターチャレンジ相談支援事業 (就業、起業、内職等に係る相談)		
予算額	2,060千円(県委託料の相談事業全体の予算)		
事業の内容	<p>● 就職や起業を希望する方、内職を求めている方等からの相談を受け付けます。</p> <p>【実施場所及び実施日・時間】</p> <p>①郡山相談コーナー (県中地方振興局 県政相談コーナー内。郡山市麓山1-1-1) 月～木曜日 9時～12時、13時～16時</p> <p>②会津相談コーナー (会津地方振興局 県民環境部内。会津若松市追手町7-5) 月～木曜日 9時～12時、13時～16時</p> <p>③いわき相談コーナー (いわき地方振興局 県政相談室内。いわき市平字梅本15) 月～木曜日 9時～12時、13時～16時</p> <p>④二本松相談コーナー (福島県男女共生センター内。二本松市郭内一丁目196-1) 火、木、金曜日 9時～12時、13時～16時 水曜日 13時～17時、18時～20時</p> <p>【相談方法】電話・面接 【実施主体】福島県男女共生センター</p>		
申請方法等	● 下記お問い合わせ先まで御連絡ください。		
お問い合わせ	①郡山相談コーナー ②会津相談コーナー ③いわき相談コーナー ④二本松相談コーナー	電話番号	①024-927-4030 ②0242-29-5588 ③0246-22-6400 ④0243-23-8307

No. 63

事業等の名称	ナースセンター事業		
予算額	18,387千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 福島県看護協会では、県からの委託を受け、就業を希望する看護職の方に対し、ナースバンク事業（無料職業紹介事業）を実施しています。就業先を探している看護職と看護職を雇用したいと考えている施設がそれぞれ登録することにより、求人情報の提供や就職相談、求人・求職者間のマッチングを行っています。 		
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 来所、郵送、インターネット（e ナースセンター）いずれかの方法により登録できます。なお、来所の際は事前にご連絡くださる事をお勧めします。 【受付時間】 8:30～16:30 ※土・日曜日、祝祭日、年末年始はお休みです。 ● 県内ハローワークにおいて巡回就職相談も行っていきます。 詳しくは福島県ホームページ及び福島県看護協会ホームページをご覧ください。 		
お問い合わせ	公益社団法人福島県看護協会	電話番号	024-934-0500

No. 64

事業等の名称	県外からの福祉・介護人材確保支援事業		
予算額	192,335千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 県外に居住している方で相双地域等の介護施設等に就職を予定している者に対して、奨学金（研修受講料・就職準備金）を貸与するとともに、住宅情報の提供を行い、住まいの確保を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 社会福祉法人福島県社会福祉協議会 ・貸付額（無利子） <ul style="list-style-type: none"> ①研修受講料：15万円以内 ②就職準備金：30万円 ・貸付条件等 <ul style="list-style-type: none"> ①介護職員初任者研修又は県が定める研修の受講 ②相双地域等（相双地域、いわき市及び田村市）の介護施設等に勤務 ただし、研修受講料については2年間、就職準備金については1年間当該施設に勤務した場合に返還を免除します。 		
申請方法等	● 福島県社会福祉協議会に申請します。		
お問い合わせ	社会福祉法人 福島県社会福祉協議会人材研修課	電話番号	024-526-0045

事業継続支援

No. 65

事業等の名称	避難事業者等支援拠点		
事業の内容	<p>【県内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原子力災害により避難を余儀なくされ避難場所で事業を再開し、または再開しようとする事業者の方に対し、経営支援の経験豊富なコーディネーターが訪問し、経営課題の解決に向けさまざまな御相談に応じます。お気軽に御利用ください。 		
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 公益財団法人福島県産業振興センター郡山事務所「避難事業者等支援拠点」にお問合せください。拠点事務所での相談も可能です。 (所在地：郡山市清水台 1-3-8 郡山商工会議所会館 4階) 		
お問い合わせ	(公財)福島県産業振興センター 郡山事務所(避難事業者等支援拠点)	電話番号	024-954-4162

No. 66

事業等の名称	ふくしま復興特別資金		
予算額	40,000,000千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 東日本大震災により事業活動に影響を受けた中小企業者に対し、運転資金・設備資金を融資します。 ※平成26年度より、責任共有制度を除く保証協会の保証付き既存借入金の借換・一本化が可能となりました。 ・ 融資限度 8,000万円 ・ 融資期間 15年以内(うち据置3年以内) 		
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 福島県内の金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)にお申込みください。 		
お問い合わせ	商工労働部経営金融課	電話番号	024-521-7291

No. 67

事業等の名称	特定地域中小企業特別資金		
予算額	— 千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 原子力災害により避難解除区域等に事業所を有し、県内の移転先又は避難指示が解除された区域等において事業を継続・再開する中小企業に対し、必要な資金を無利子で融資します。 ・ 融資限度 3,000万円 ・ 融資期間 20年以内(うち据置5年以内) 		
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内の商工会議所、商工会又は公益財団法人福島県産業振興センターにお申込みください。 		
お問い合わせ	(公財)福島県産業振興センター	電話番号	024-525-4019

No. 68

事業等の名称	被災中小企業施設・設備整備支援事業		
予算額	－ 千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 東日本大震災により被害を受けた中小企業者（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の認定を受けた復興事業計画に記載されている被災中小企業者）等が施設・設備の整備を行う場合に、（公財）福島県産業振興センターを通じて長期・無利子で融資します。 ・ 融資期間 20年以内（うち据置5年以内） 		
申請方法等	● 公益財団法人福島県産業振興センターにお申込みください。		
お問い合わせ	（公財）福島県産業振興センター	電話番号	024-525-4075

No. 69

事業等の名称	中小企業等復旧・復興支援事業		
予算額	1,018,975千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 東日本大震災により事業用建物が半壊以上の被害を受けた、または原子力発電所事故による避難解除等区域に事業所があった中小企業等に、事業再開に必要な経費（事業用建物の購入・修繕等の費用や仮操業中の空き工場・店舗等の借上費用など）の一部を補助する制度です。 		
申請方法等	● 下記にお問い合わせ下さい。		
お問い合わせ	商工労働部企業立地課	電話番号	024-521-7280

No. 70

事業等の名称	中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業		
予算額	13,500,000千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 東日本大震災及び原発事故により甚大な被害を受けた県内産業の復旧・復興を効果的に促進するため、復興をリードする地域経済の中核的な中小企業等グループが復興事業計画を策定し、県の認定を受けた場合に、施設・設備、修繕等に要する経費の一部を補助する。 <p>【一般枠 被災三県（福島、宮城、岩手）共通】 対象者 津波浸水地域又は警戒区域等が見直された地域を含む市町村内に事業所を有する事業者</p> <p>【特別枠 福島県のみ適用】 対象者 警戒区域等が見直された地域に帰還（区域内の移転含む。）して、事業を再開する事業者</p>		
申請方法等	● 下記にお問い合わせ下さい。		
お問い合わせ	商工労働部産業創出課	電話番号	024-521-7283

No. 71

事業等の名称	農家経営安定資金（原発事故対策緊急支援資金）		
予算額	69,106千円（農家経営安定資金の全体予算額（利子補給額））		
事業の内容	<p>● 原発事故により農業経営に影響を受けている農業者等に資金を融通いたします。</p> <p>〔資金の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者・対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ① 原発事故に伴う出荷制限の指示や出荷自粛、風評被害等により農業収入が減少又は農業支出が増加した農業者等が、営農のため緊急に必要とする運転資金（簡易な施設等の整備を含む）〔営農継続資金〕 ② 原発事故の影響により、福島県内において営農再開する避難農業者等及び作付制限区域等において作付再開する農業者等が必要とする運転資金及び施設等の取得に必要な資金〔営農再開資金〕 ・貸付限度額 個人 1,000万円、法人・団体 1,200万円 ・貸付利率 1.0%以内（農協取扱いは無利子） ・償還期限 10年以内（うち据置3年以内） <p>〔融資機関〕 県内各農協、福島銀行、大東銀行、東邦銀行、信用金庫（二本松、郡山、会津）</p>		
申請方法等	● 各融資機関にお申込みください。		
お問い合わせ	農林水産部農業経済課	電話番号	024-521-7349

No. 72

事業等の名称	農家経営安定資金（東北地方太平洋沖地震対策資金）		
予算額	69,106千円（農家経営安定資金の全体予算額（利子補給額））		
事業の内容	<p>● 東日本大震災による地震・津波の被害を受けた農業者等に資金を融通いたします。</p> <p>〔資金の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費 施設等の復旧費及び営農のため必要とする運転資金 ・貸付限度額 500万円 ・貸付利率 1.0%以内（農協取扱いは無利子） ・償還期限 10年以内（うち据置3年以内） <p>〔融資機関〕 県内各農協、福島銀行、大東銀行、東邦銀行、信用金庫（二本松、郡山、会津）</p>		
申請方法等	● 各融資機関にお申込みください。		
お問い合わせ	農林水産部農業経済課	電話番号	024-521-7349

No. 73

事業等の名称	避難農業者一時就農等支援事業		
予算額	38,900千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 震災等により避難している被災農業者が、ふるさとで営農を再開するまでの間、避難先などで一時的に営農を開始することを支援する。 【主な内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・助成額 100万円/経営体 (畜産経営を開始する場合150万円/経営体) ・使途 種苗費、肥料費、農薬費等 (機械・施設等はリース経費を支援) ・その他 助成は、営農開始初年度1回のみ。 		
申請方法等	● 避難元市町村(震災まで住んでいた市町村)、各農林事務所、農業担い手課にご相談ください。		
お問い合わせ	農林水産部農業担い手課	電話番号	024-521-7381

No. 74

事業等の名称	被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業														
予算額	225,000千円 ※平成26年度概算決定時														
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災された農家の皆さんが、福島県を含めた避難先などの耕作放棄地を利用して農業を再開する取組を支援します。 【主な支援内容】 <ol style="list-style-type: none"> 耕作放棄地を再生利用する活動への支援 荒廃した耕作放棄地の再生作業、土づくり、再生農地への作物の導入に係る経費について、10アール当たり27万5千円以内で補助します。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・再生作業(雑草、雑木の除去)</td> <td>5万円/10a</td> <td rowspan="5" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">最大</td> </tr> <tr> <td>(抜根等を伴う場合)</td> <td>10万円/10a</td> </tr> <tr> <td>・除レキ、深耕、整地</td> <td>5万円/10a</td> </tr> <tr> <td>・土づくり(最大2回)</td> <td>5万円/10a</td> </tr> <tr> <td>・営農定着(作物の栽培)</td> <td>2.5万円/10a</td> </tr> </table> 施設等の整備への支援 耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備や農業用施設整備、農業用機械リース、貯蔵施設等の整備に係る経費を2分の1以内で補助します。 「実証ほ場」の設置による支援 市町村の地域耕作放棄地対策協議会が「実証ほ場」を設置し、被災された方を雇用したり、作物の栽培実証等の運營業務を委託することにより支援します。 			・再生作業(雑草、雑木の除去)	5万円/10a	}	最大	(抜根等を伴う場合)	10万円/10a	・除レキ、深耕、整地	5万円/10a	・土づくり(最大2回)	5万円/10a	・営農定着(作物の栽培)	2.5万円/10a
・再生作業(雑草、雑木の除去)	5万円/10a	}	最大												
(抜根等を伴う場合)	10万円/10a														
・除レキ、深耕、整地	5万円/10a														
・土づくり(最大2回)	5万円/10a														
・営農定着(作物の栽培)	2.5万円/10a														
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 随時、募集しています。詳しくは各市町村の地域耕作放棄地対策協議会又は各農林事務所、県農村振興課までご相談ください。 また、県外において支援が必要な方は、避難先の都道府県耕作放棄地担当課へ相談することもできます。 ● 県耕作放棄地対策協議会のホームページ http://www.fnkaigi.com/houkiti/houkitilist/p-id334.php において、県内の耕作放棄地に係る情報提供システムの運用を開始しましたので、併せてご活用ください。 														
お問い合わせ	農林水産部農村振興課	電話番号	024-521-7415												

事業等の名称	農家の意向把握（出張営農相談等）		
予算額	－ 千円		
事業の内容	<p>● 各農林事務所農業振興普及部や農業普及所では、地震・津波被害や原発事故により被災した農家の方々からの、営農に関する様々な相談を受け付けています。</p> <p>● また、他の地域に避難されている農家が多い双葉農業普及所では、避難している農家等の意向把握や放射性物質に関する情報、出荷規制やモニタリング結果などの相談に対応するため、各町村の出張所等に出向き営農相談を実施しています。</p>		
申請方法等	<p>1 各地域の農林事務所農業振興普及部、農業普及所にお問い合わせ下さい。（下記参照）</p> <p>2 双葉農業普及所による出張営農相談</p> <p>(1) 開催場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三春貝山多目的運動公園内（葛尾村役場三春出張所） ・いわき明星大学 大会館2階（楡葉町役場いわき出張所） ・大熊町役場会津若松出張所産業建設課内 ・二本松市平石高田第二工業団地内（浪江町役場二本松事務所） ・郡山市富田町若宮前応急仮設住宅集会所（富田町仮設住宅） ・いわき市東田町地内（双葉町役場いわき事務所） <p>(2) 相談対応時間 10:00～12:00</p> <p>(3) その他</p> <p>○ 出張営農相談は、基本的に木曜日または金曜日に上記のいずれかで行っていますが、相談実施場所および実施日の詳細については、双葉農業普及所のブログ（http://blog.goo.ne.jp/futabafukyu）をご覧になるか、電話でお問い合わせください。</p>		
お問い合わせ	県北農林事務所農業振興普及部 伊達農業普及所 安達農業普及所 県中農林事務所農業振興普及部 田村農業普及所 須賀川農業普及所 県南農林事務所農業振興普及部 会津農林事務所農業振興普及部 喜多方農業普及所 会津坂下農業普及所 南会津農林事務所農業振興普及部 相双農林事務所農業振興普及部 双葉農業普及所 川内普及所 （川内村農村振興課内） いわき農林事務所農業振興普及部	電話番号	024-535-0452 024-575-3181 0243-22-1127 024-935-1321 0247-62-3113 0248-75-2181 0248-22-1563 0242-29-5307 0241-24-5742 0242-83-2112 0241-62-5264 0244-26-1151 0240-23-6474 0240-38-2115 0246-24-6161

No. 76

事業等の名称	ふくしまの畜産産地再生支援事業		
予算額	3,553千円		
事業の内容	<p>1 経営を再開する意向を持つ畜産農家の皆様に対して、経営再開や規模拡大に向けた経営コンサルタントや遊休畜舎等の情報を提供しています。</p> <p>2 放射性物質に関する技術的な研修会や畜産農家の皆様を対象とした情報交換会を行います。</p> <p>3 経営を中止した又は新たに経営を開始する企業等の皆様に、経営候補地等の情報を提供するとともに、現地検討会等を行います。</p>		
申請方法等	<p>1 公益社団法人福島県畜産振興協会にご相談下さい。</p> <p>2 各農林事務所、畜産課にご相談下さい。</p> <p>3 畜産課にご相談ください</p>		
お問い合わせ	農林水産部畜産課	電話番号	024-521-7366

No. 77

事業等の名称	肉用牛生産力再生推進事業		
予算額	16,400千円 (総事業費46,400千円のうち、当該2事業分)		
事業の内容	<p>● 本県の肉用牛生産基盤の復興を図るため、東日本大震災及び原子力発電所事故により被災した農家が、避難先や帰還して経営再開を図るために必要な肉用繁殖雌牛を導入する取組に対して支援します。</p> <p>1 繁殖経営基盤再生推進事業 施設の破損又は避難のため、一時休業した畜産農家が、新規施設や借り上げ施設に繁殖雌牛を導入し経営を再開する場合に、その導入経費を補助します。 (定額：239千円/頭)</p> <p>2 繁殖生産基盤再生推進事業 施設の破損又は避難のため、一時休業した畜産農家が、繁殖雌牛を導入し経営を再開する場合に、その導入経費を補助します。 (定額：89千円/頭)</p>		
申請方法等	各農林事務所、畜産課にご相談ください。		
お問い合わせ	農林水産部畜産課	電話番号	024-521-7365

心のケア

No. 78

事業等の名称	県男女共生センター相談事業（生活全般、法律関係、健康関係に係る相談）		
予算額	2,060千円（県委託料の相談事業全体の予算）		
事業の内容	<p>●生活全般に係る相談</p> <p>①家族・夫婦・友人関係、学校・職場・地域での悩みなど、広く生活全般に係る相談</p> <p>【実施日・時間】火・木～日曜日 9時～12時、13時～16時 水曜日 13時～17時、18時～20時</p> <p>【相談方法】 電話、面接（予約制）</p> <p>【実施主体・実施場所】福島県男女共生センター（二本松市郭内一丁目196-1）</p> <p>②【男性相談員による相談】家族・夫婦・友人関係、学校・職場・地域での悩みなど、広く生活全般に係る相談</p> <p>【実施日・時間】火曜日 17時～20時</p> <p>【相談方法】 電話</p> <p>【実施主体・実施場所】福島県男女共生センター（二本松市郭内一丁目196-1）</p> <p>●法律関係に係る相談</p> <p>離婚問題、親権、慰謝料など、法律に関わることについての相談</p> <p>【実施日・時間】毎月第1・3水曜日 13時30分～15時30分</p> <p>【相談方法】 面接（予約制）</p> <p>【相談員】 弁護士</p> <p>【実施主体・実施場所】福島県男女共生センター（二本松市郭内一丁目196-1）</p> <p>●女性による女性のためのカウンセリング</p> <p>ドメスティック・バイオレンス等被害者の心のケア</p> <p>【実施日・時間】毎月第1金曜日 10時00分～11時00分 毎月第3金曜日 13時30分～14時30分</p> <p>【相談方法】 面接（予約制）</p> <p>【相談員】 臨床心理士</p> <p>【実施主体・実施場所】福島県男女共生センター（二本松市郭内一丁目196-1）</p>		
申請方法等	● 電話及び来所による相談を行っています。 詳しくは、下記お問い合わせ先まで御連絡ください。		
お問い合わせ	福島県男女共生センター	電話番号	0243-23-8320

No. 79

事業等の名称	被災者の心のケア事業		
予算額	538,489千円		
事業の内容	<p>「ふくしま心のケアセンター」の職員が、仮設住宅等を個別に訪問し、相談・支援を行います。</p> <p>また、「ふくしま心のケアセンター」においては電話相談専用ダイヤルを設け、県外からも電話相談を受けています。</p> <p>なお、県外避難者向けの相談窓口等を順次開設しています。</p>		
申請方法等	<p>●ふくしま心のケアセンター等に御相談ください。</p> <p>●県外避難者向けの相談窓口等、詳しくは障がい福祉課にお問い合わせください。</p>		
お問い合わせ	ふくしま心のケアセンター 県北方部センター 県中方部センター 県南方部センター 会津方部センター 相馬方部センター いわき方部センター 保健福祉部障がい福祉課	電話番号	024-531-6522 024-533-4161 024-983-0274 0248-27-3625 0242-28-6252 0244-26-9753 0246-38-7461 024-521-8204

医療支援

No. 80

事業等の名称	警戒区域等医療施設再開支援事業		
予算額	872,000千円		
事業の内容	<p>● 原子力災害により休止等した旧警戒区域等の病院、診療所及び薬局の再開等のため、施設設備の整備や運営を支援しています。</p> <p>また、旧警戒区域等の市町村が仮設診療所を開設する場合に施設設備の整備や運営を支援しています。</p>		
申請方法等	● 地域医療課に御相談ください。		
お問い合わせ	保健福祉部地域医療課	電話番号	024-521-7238

子育て支援

No. 81

事業等の名称	ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業																		
予 算 額	12,786千円																		
事業の内容	<p>● 子どもの適切な食品を選択する力や家庭等における豊かな食生活を実践する力を養うため、先進的な食育活動の実践者をサポーターとして登録し学校等に派遣するとともに、地域団体が行う特色ある食育活動を支援します。</p> <p>1 食育実践サポーター派遣事業 食育体験、食生活改善、地域の食文化及び郷土食の伝承等の活動を先進的に実践する方々を「食育実践サポーター」として登録し、子どもを対象とした食育推進に取り組む学校や地域団体等からの要請に応じて派遣して支援活動を行います。</p> <p>2 地域の「食」体験・交流活性化支援事業 農産物等の生産、出荷、流通、販売、調理などの様々な食に関する体験や交流を主体とした特色ある地域の食育活動を支援します（業務委託）。 なお、避難している子どもを対象とした取組を優先的に選定します。 ・募集対象 食育応援企業団、法人、NPO法人、任意団体等 ・選定団体数 10団体程度 ・その他 活動実績を取りまとめて広く紹介します。</p>																		
申請方法等	<p>1 「食育実践サポーター」の要請は、お近くの農林事務所をお願いします。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">機関名</th> <th style="padding: 5px;">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">県北農林事務所 企画部</td> <td style="padding: 5px;">024-535-0382</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">県中農林事務所 企画部</td> <td style="padding: 5px;">024-935-1510</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">県南農林事務所 企画部</td> <td style="padding: 5px;">0248-23-1576</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">会津農林事務所 企画部</td> <td style="padding: 5px;">0242-29-5369</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">南会津農林事務所 企画部</td> <td style="padding: 5px;">0241-62-5252</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">相双農林事務所 企画部</td> <td style="padding: 5px;">0244-26-1153</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">いわき農林事務所 企画部</td> <td style="padding: 5px;">0246-24-6152</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 地域の「食」体験・交流活性化支援事業の業務委託に係る企画提案を募集し、委託先を決定します。 また、県環境保全農業課ホームページに各委託先の取組内容を掲載しますので、事業への参加を希望する場合には、各委託先または県環境保全農業課にお問い合わせください。 詳しくは、電話でお問い合わせください。</p>			機関名	電話番号	県北農林事務所 企画部	024-535-0382	県中農林事務所 企画部	024-935-1510	県南農林事務所 企画部	0248-23-1576	会津農林事務所 企画部	0242-29-5369	南会津農林事務所 企画部	0241-62-5252	相双農林事務所 企画部	0244-26-1153	いわき農林事務所 企画部	0246-24-6152
機関名	電話番号																		
県北農林事務所 企画部	024-535-0382																		
県中農林事務所 企画部	024-935-1510																		
県南農林事務所 企画部	0248-23-1576																		
会津農林事務所 企画部	0242-29-5369																		
南会津農林事務所 企画部	0241-62-5252																		
相双農林事務所 企画部	0244-26-1153																		
いわき農林事務所 企画部	0246-24-6152																		
お問い合わせ	県農林水産部環境保全農業課	電話番号	024-521-7453																

No. 82

事業等の名称	私立学校の被災児童・生徒等に対する就学(園)支援		
予算額	476,285千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 東日本大震災により被災した児童生徒等の就学(園)を支援するため、被災児童生徒等の授業料等減免措置を行った私立学校の設置者に対して、減免相当額を補助金として交付します。 ● 補助率 10/10(専修学校(高等課程を除く)・各種学校は2/3) ● 補助額 減免相当額 (ただし、補助対象経費は学種ごとに上限額があります。また、授業料、被災状況に応じて補助月数が異なります。) 		
申請方法等	● 私立学校ごとに授業料等減免要件が異なりますので、在籍校へ御相談ください。		
お問い合わせ	総務部私学・法人課	電話番号	024-521-7048

移動支援

No. 83

事業等の名称	母子避難者等高速道路無料化支援事業		
予算額	251,500千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 原発事故に伴う母子避難者等に対する高速道路の無料措置を図るため、高速道路会社に対し、無料化に伴う減収分を補填する。 ● 対象世帯 原発事故発生時に中通り、浜通り(避難指示区域等を除く)に居住し、自主避難している母子避難世帯等 ● 対象走行 避難先、避難元最寄りのインターチェンジ間の走行(途中下車不可) ● 実施期間 平成24年4月26日～平成27年3月31日 		
申請方法等	● 通行に必要な証明書の申請方法については、避難元の市町村にお問い合わせください。		
お問い合わせ	生活環境部避難者支援課	電話番号	024-523-4157

No. 84

事業等の名称	原発事故の避難者に対するあぶくま高原道路の無料措置		
予算額	-千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 原発事故による避難者(震災発生時に国が定める原発事故の警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点に居住していた方)の帰宅・帰還を支援するため、有料区間の無料措置を実施しています。 ● 実施期間 平成24年4月28日～平成27年3月31日 		
申請方法等	● 対象車種や通行方法については、福島県道路公社ホームページに掲載しています。		
お問い合わせ	福島県道路公社	電話番号	024-521-5530

No. 85

事業等の名称	原発事故の母子避難者等に対するあぶくま高原道路の無料措置		
予算額	一 千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 原発事故発生時に福島県浜通り・中通り（原発事故による警戒区域等を除く）に居住しており、当該地域の外に避難して二重生活を強いられている母子避難者等のうち、高速道路の無料措置で交付を受けた証明書の避難元の最寄りインターチェンジが矢吹ICまたは小野ICである方の帰宅・帰還を支援するため、有料区間の無料措置を実施しています。 ● 実施期間 平成25年4月26日～平成27年3月31日 		
申請方法等	● 対象車種や通行方法については、福島県道路公社ホームページに掲載しています。		
お問い合わせ	福島県道路公社	電話番号	024-521-5530

コミュニティ支援

No. 86

事業等の名称	NPO法人等基礎的能力強化事業		
予算額	27,819千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の課題の解決に向けて活動するNPO法人等の自立的活動を支援するため、マネジメント力の強化、業務遂行能力や企画提案能力の向上等を支援する活動基盤の整備を実施しています。また、NPO法人等の地域活動団体をはじめとする多様な主体がそれぞれ得意とする分野やネットワークを活かしながら協働して実施する施策や事業に移していくマッチングの場を構築し、協働推進体制の強化を図ります。 ● 福島県自治会館7階の「ふくしま地域活動団体サポートセンター」で、相談業務を行っています。 		
申請方法等	● ふくしま地域活動団体サポートセンターにお問い合わせください。		
お問い合わせ 【担当部署】	ふくしま地域活動団体サポートセンター 文化スポーツ局文化振興課	電話番号	024-521-7333 024-521-7179

事業等の名称	ふるさとふくしま帰還支援事業（県外避難者支援事業）		
予算額	117,587千円		
事業の内容	<p>1 避難者支援団体への補助事業</p> <p>①概要 県外で避難者に対する支援事業を行う団体に対し、その経費の一部を助成することにより、避難者の実情やニーズに応じたきめ細かな支援をサポートします。</p> <p>【活動例】（補助件数（平成26年度分）23都府県87団体） 避難者交流サロン運営事業、避難者交流会開催事業、 避難者からの相談受付事業、避難者宅の訪問等による見守り事業、避難している子どもに対する学習支援事業</p> <p>②申請者 ア 県外の避難者支援団体等 （都道府県又は市区町村の確認書の添付を条件） イ 都道府県又は市区町村及び避難者支援団体を構成員に含む県外の協議体</p> <p>③補助額及び補助率 ・上限100万円（補助対象経費50万円以上） ・10/10以内で、知事が必要と認めた額</p> <p>2 全国的な避難者中間組織への業務委託</p> <p>①概要 全国規模の避難者支援ネットワークを構築し、避難先における避難者のニーズや支援方法について情報交換等を行いながら、各団体の効果的な避難者支援活動の実施を図ります。</p> <p>②業務内容 ・避難先で活動する団体への支援（地域ごとのネットワークづくり） ・全国的な避難者支援のネットワークづくり ・民間団体が行う避難者支援情報の収集・発信・など *交流会や相談会の開催状況など、支援情報を取りまとめたホームページを開設しています。 「避難されている方々へ（http://fukushima.jpn-civil.net/）」</p> <p>3 県内の避難者支援中間組織への業務委託</p> <p>①概要 県内の民間団体と連携し、避難者向けの総合相談窓口（窓口への案内が中心）を開設し、避難者からの相談、問い合わせにきめ細かに対応していきます。</p> <p>また、復興に向け活動する県民を県外に派遣し、福島の正しい情報を伝えることで、県外避難者に帰還のための判断材料を提供します。</p> <p>②業務内容 ・避難者及び帰還者に対する総合窓口の設置 ・福島現状など帰還の判断材料を伝える人員の派遣 ・避難者に対する支援情報の提供 など</p> <p>*避難者相談窓口 ふくしまの今とつながる相談室「toiro」 【相談ダイヤル】024-573-2731 【開設時間】 毎週月・水・金 10時～17時（祝祭日休み）</p>		
申請方法等	今後のスケジュールについては、下記連絡先にお問い合わせください。		
お問い合わせ	生活環境部避難者支援課	電話番号	024-523-4157 024-523-4250

No. 88

事業等の名称	地域コミュニティ復興支援事業		
予算額	1,064,532千円		
事業の内容	<p>● 被災地及び被災地からの避難者を受け入れている地域において、地域コミュニティの復興を図るため、市町村・社会福祉協議会・NPO法人等と連携し、生活支援相談員を配置するなど、被災者の地域コミュニティ復興のための事業を行う自治体や法人等に対し、その事業経費を補助します。</p> <p>【補助対象事業】</p> <p><必須事業></p> <p>① 関係者間の総合調整を行う事業（行政、社会福祉協議会、NPO法人等の関係者による会議の開催等）</p> <p><必須事業と組み合わせて実施する事業></p> <p>② 地域の支援体制の構築を行う事業（見守り体制の構築等）</p> <p>③ 被災者のニーズ把握及び孤立防止のための支援を行う事業（巡回訪問による声かけ、交流の場の提供等）</p> <p>④ その他、地域コミュニティの復興に資する事業</p> <p>【補助金の活用例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援相談員の配置による被災者の見守り ・ 各種相談事業 ・ タブレット端末を活用した被災者の健康管理や見守り <p>● 実施主体 県、市町村、県知事が適切に事業を実施できると認めた社会福祉法人、NPO法人、公益法人、民間支援団体（原則、各市町村域で1箇所）</p> <p>● 補助率 10/10</p> <p>● 1箇所あたりの補助額の標準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象事業①～④の全ての事業を行う場合：6,000万円 ・ ①の事業に加え、②～④のうち2つの事業を行う場合：4,500万円 ・ ①の事業に加え、②～③のうち1つの事業を行う場合：3,000万円 		
申請方法等	● 社会福祉課にお問い合わせください。		
お問い合わせ	保健福祉部社会福祉課	電話番号	024-521-7322

No. 89

事業等の名称	絆づくり応援事業		
予算額	1,668,293千円		
事業の内容	<p>● 本事業は、当課が各自治体から支援要請を受け、委託先の就職支援会社等を通して求職者を雇用し、配置するもので、人件費は福島県緊急雇用創出事業で全額負担します。</p> <p>● 仮設住宅の運営等の被災者の生活に関わる支援や原子力災害の事故等から復興していくために必要とされる支援などの業務について、要請等に基づき実施します。</p>		
申請方法等	● 下記お問い合わせ先まで御連絡ください。		
お問い合わせ	商工労働部雇用労政課	電話番号	024-521-7290

情報提供

No. 90

事業等の名称	ふるさとふくしま帰還支援事業（地域情報紙発行事業）		
予算額	17,500千円		
事業の内容	<p>● 福島復興に向けた動きやふるさとで安心して暮らすための環境整備、避難者支援に関する取組などを盛り込んだ情報紙を発行する。</p> <p>【情報紙の概要】 「ふくしまの今が分かる新聞」※月1回程度発行</p> <p>○主な掲載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興公営住宅を始めとした、生活インフラ等の整備、復旧 ・除染の進捗、食の安全、安心、健康支援に関する取組 ・心のケアや避難先での各種相談会、交流会、イベント等の情報 ・子どもとその保護者向けの情報（子育て支援など） ・その他、避難されている方々の関心の高いタイムリーな情報 など <p>○送付先 約1,600ヶ所 （避難元市町村や全国の受入先自治体、NPO等の支援団体を通じて避難者に提供しています。）</p>		
申請方法等	● バックナンバーについては、避難者支援課ホームページに掲載しています。		
お問い合わせ	生活環境部避難者支援課	電話番号	024-523-4157

治安対策

No. 91

事業等の名称	子ども見守りパトロール事業		
予算額	109,407千円		
事業の内容	<p>1 パトロール事業 車両により学校周辺、通学路、駅周辺など、子どもが集まる場所を巡回し、防犯パトロールを実施するほか、立哨警戒や子どもへの呼びかけ等を行います。</p> <p>2 広報活動 活動時に車両搭載の広報設備を活用して、犯罪被害や声かけ事案防止のための広報と、住民に対する子どもの見守り要請の広報を実施するほか、子どもの安全確保や非行防止に関する広報資料の作成と配布を行います。</p> <p>3 その他 活動時に、声かけ事案やその他犯罪被害等を認知した場合、警察への通報や被害者の保護等を一般人としてできる範囲で対応するほか、警察活動との協働による子どもの安全確保に関する活動を行います。</p>		
申請方法等	<p>● 事業内容についてのお問い合わせは、下記お問い合わせ先までご連絡ください。</p> <p>● 求人方法については、委託を受けた警備会社等が、ハローワーク等を通じて募集します。</p>		
お問い合わせ	福島県警察本部少年課	電話番号	024-522-2151(代)

交通安全対策

No. 92

事業等の名称	出前型・体験型交通安全教室の開催等による交通安全指導		
予算額	1,048千円		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮設住宅集会所等で体験型の交通安全講習会を開催するほか、仮設住宅各戸を訪問し、個別訪問による交通安全指導、交通安全教育活動等を行うものです。 		
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 各仮設住宅で上記事業に関し県警の支援が必要な際、仮設住宅所在地を管轄する警察署又は福島県警察本部交通企画課を通じて問い合わせして下さい。 		
お問い合わせ	仮設住宅所在地を管轄する警察署 又は福島県警察本部交通企画課	電話番号	各警察署 福島県警察本部交通企画課 024-522-2151(代)

各種相談窓口設置

No. 93

事業等の名称	各種相談窓口の設置		
事業の内容	● 国等との連携により、住宅全般、放射線、原子力損害賠償、生活資金、雇用などについての各種相談窓口を設置しています。		
申請方法等	● 下記相談窓口にお問い合わせください。		
お問い合わせ	下記のとおり	電話番号	下記のとおり

※ 参考

【各種相談窓口】（一部再掲、他団体等設置のものを含む。）

内容	連絡先 (TEL)	設置場所
◆災害(支援)に関する相談		
放射線に関する問い合わせ窓口	0120-988-359	原子力規制委員会 福島県住民向け電話相談窓口 (8時30分～18時30分：平日(年末年始を除く)) (8時30分～16時：土日・祝日(年末年始を除く))
放射線被ばくの健康相談窓口	043-290-4003	(独)放射線医学総合研究所 (13時～16時：月・水・金 ※祝日は除く)
被災者を対象とした無料法律相談窓口	(福島) 024-534-1211 (郡山) 024-925-6511 (いわき) 0246-25-0455	県弁護士会(相談窓口) (14時～16時：平日)
	0120-078-309	法テラス(相談窓口) (9時～21時：平日、9時～17時：土曜)
原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口	024-523-1501	福島県原子力損害対策課(相談窓口) (8時30分～17時15分：平日) ※毎週水曜日の13時～17時は弁護士による電話法律相談
	0120-013-814	原子力損害賠償・廃炉等支援機構(情報提供) (10時～17時：年末年始(12/27(土)～1/4(日))と1月以降の日曜日を除く毎日)
原子力損害賠償の請求手続き全般等の問い合わせ窓口	0120-926-404 0120-993-724 0120-926-596	東京電力(株)相談窓口(9時～21時：毎日) 原子力損害賠償全般に関する問い合わせ 自主的避難等に関する問い合わせ 土地・建物・家財に関する問い合わせ
相談に対する総合相談窓口(適切な窓口への案内が中心)	024-573-2731	(一社)ふくしま連携復興センター 「ふくしまの今とつながる相談室 toiro」 (毎週月・水・金 10時～17時(祝祭日休み))

◆医療・福祉に関する相談 【受付時間：8時30分～17時15分（土日除く）】		
医療機関に関する相談	024-521-7221	地域医療課
障がい者に関する各種相談（障がい者110番）	024-528-7110	障がい者社会参加推進センター （9時30分～17時：平日）
高齢福祉に関する相談	024-521-7163	福島県 高齢福祉課
高齢者に関する各種相談	024-524-2225	高齢者総合相談センター 一般相談（9時～17時：平日）、専門相談（予約制）
認知症に関する相談 （症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等）	024-522-1122	認知症コールセンター （10時～16時：平日）
認知症に関する相談 （早期診断・早期対応の相談窓口）	080-6026-3098	認知症疾患医療センター 総合病院福島赤十字病院（9時～16時：月曜から金曜）
	024-983-5529	星総合病院（9時～17時：月曜から土曜（木曜の午後・第3木曜除く））
	0242-29-3808	竹田総合病院（8時30分～16時30分：月曜から金曜）
	0246-39-2201	舞子浜病院（8時30分～17時：月曜から金曜）
介護保険に関する相談	024-521-7745	福島県 介護保険室
国民健康保険に関する相談	024-521-7203	福島県 国民健康保険課
後期高齢者医療制度に関する相談	024-528-9025	福島県後期高齢者医療広域連合
児童福祉に関する相談	024-534-5101	福島県 中央児童相談所
	024-935-0611	〃 県中児童相談所
	0242-23-1400	〃 会津児童相談所
	0246-28-3346	〃 浜児童相談所
こころの健康に関する相談（精神的な悩みや問題等）	024-531-6522	ふくしま心のケアセンター
	0570-064-556	福島県 精神保健福祉センター（9:00～17:00：平日） （県外からは024-535-5560へおかけください。）
	024-534-4300	福島県 県北保健福祉事務所
	0248-75-7811	〃 県中保健福祉事務所
	0248-22-5649	〃 県南保健福祉事務所
	0242-29-5275	〃 会津保健福祉事務所
	0241-63-0305	〃 南会津保健福祉事務所
	0244-26-1132	〃 相双保健福祉事務所
	024-924-2163	〃 郡山市保健所
	0246-27-8557	〃 いわき市保健所
		（以上、8機関8時30分～17時15分：平日）

こころの健康に関する 相談（精神的な悩みや 問題等）	024-536-4343	福島いのちの電話 （10時～22時：土日含む）
	0120-279-226	よりそいホットライン（福島・宮城・岩手県に居住 している方）
	0120-279-338	よりそいホットライン（3県以外に居住している方）
女性の相談に関する 窓口	024-522-1010	女性のための相談支援センター （9～21時）
	024-534-4118	福島県 県北保健福祉事務所
	0248-75-7809	〃 県中保健福祉事務所
	0248-22-5647	〃 県南保健福祉事務所
	0242-29-5278	〃 会津保健福祉事務所
	0241-63-0305 0244-26-1134	〃 南会津保健福祉事務所 〃 相双保健福祉事務所 （以上、6機関8時30分～17時15分：平日）
	0120-279-338	よりそいホットライン（24時間） ※音声ガイドに従い「3」を選ぶと女性の相談に 繋がります。（全国フリーダイヤル）
	0243-23-8320	男女共生センター（月曜日休館） 火・木～日 9～12時、13～16時 水 13～17時、18～20時 【男性相談員による相談】 火 17～20時
	0120-207-440	女性のための電話相談・ふくしま 祝日を除く月～金曜日 10～17時 （全国フリーダイヤル）
青少年に関する相談	024-546-0006	福島県青少年総合相談センター 祝日を除く火～土曜日 9時30分～17時30分
ひきこもりに関する 相談	024-546-0006	福島県ひきこもり支援センター 祝日を除く火～土曜日 9時30分～17時30分
◆生活に関する相談 【受付時間：8時30分～17時15分（土日除く）】		
教育に関する相談	024-521-7759 024-521-7755	福島県教育庁 教育総務課
県外に避難している 小・中学校の教育に関する 相談	024-521-7761 024-521-7772	福島県教育庁 義務教育課、高校教育課 ※福島県内の小・中学校への転学や高校進学など教 育に関する相談窓口や情報提供元のご案内等
文化財に関する相談	024-521-7787 024-534-9193	福島県教育庁 文化財課 ふくしま歴史資料保存ネットワーク （福島県歴史資料館）
生活福祉資金に関する 相談	024-523-1250	（社福）福島県社会福祉協議会

義援金に関すること	024-521-7322	福島県 社会福祉課	
生活保護に関する相談	024-534-4301	福島県 県北保健福祉事務所	
	0248-75-7813	〃 県中保健福祉事務所	
	0248-22-5483	〃 県南保健福祉事務所	
	0242-29-5281	〃 会津保健福祉事務所	
	0241-63-0307	〃 南会津保健福祉事務所	
	0244-26-1136	〃 相双保健福祉事務所	
	024-535-1111	福島市福祉事務所	
	0242-39-1292	会津若松市福祉事務所	
	0248-22-1111	白河市福祉事務所	
	0248-88-8113	須賀川市福祉事務所	
	0241-24-5228	喜多方市福祉事務所	
	0244-37-2205	相馬市福祉事務所	
	0243-55-5111	二本松市福祉事務所	
	0247-81-2273	田村市福祉事務所	
	0244-24-5243	南相馬市福祉事務所	
	024-575-1264	伊達市福祉事務所	
	0243-33-1111	本宮市福祉事務所	
	024-924-2611	郡山市福祉事務所	
	0246-22-7459	いわき市平地区保健福祉センター	
	0246-54-2111	いわき市小名浜地区保健福祉センター	
	0246-63-2111	いわき市勿来・田人地区保健福祉センター	
	0246-43-2111	いわき市常磐・遠野地区保健福祉センター	
	0246-27-8693	いわき市内郷・好間・三和地区保健福祉センター	
	0246-32-2114	いわき市四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	
	0246-83-1329	いわき市小川・川前地区保健福祉センター	
	県税に関する相談 (自動車税・納税証明書など)	024-521-7070	福島県 税務課
		024-521-7069	
024-523-4789		福島県 県北地方振興局県税部	
024-935-1235		〃 県中地方振興局県税部	
0248-23-1512		〃 県南地方振興局県税部	
0242-29-5235		〃 会津地方振興局県税部	
0241-62-5212		〃 南会津地方振興局県税部	
0244-26-1123		〃 相双地方振興局県税部	
0246-24-6024	〃 いわき地方振興局県税部		
消費に関する相談	024-521-0999	福島県 消費生活センター(平日9時~18時30分)	
英語・中国語による相談	024-524-1316	(公財) 福島県国際交流協会 受付時間9時~17時(火~土)	

公害に関する相談 (大気)	024-521-7261	福島県 水・大気環境課
公害に関する相談 (水・土壌)	024-521-7258	福島県 水・大気環境課
一般廃棄物・し尿処理に 関する相談	024-521-7249	福島県 一般廃棄物課
産業廃棄物、不法投棄に 関する相談	024-521-7264	福島県 産業廃棄物課
被災者の住宅に関する 相談(県内)	024-521-7698	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル (平日9時00分～17時00分)
被災者の住宅に関する 相談(県外)	024-523-4157	福島県 避難者支援課
応急危険度判定から 復旧までの相談	024-521-4033	(一社)福島県建築士事務所協会 (平日8時～17時) ※相談には費用がかかります。
住宅再建支援(県の支援 事業)に関する相談	024-521-7528	福島県 建築指導課
不動産などの登記や 戸籍の相談	024-534-1111	福島地方法務局
人権に関する相談	0570-003-110 0120-007-110	法務省全国共通人権相談ダイヤル みんなの人権110番 子どもの人権110番(通話料無料、IP電話は接続不可)
性犯罪に係る被害の 申告や相談	(コマルミサシ) 0120-503-732	福島県警察本部 捜査第一課 (平日9時～17時。但し、不在の場合には、留守電 に伝言をお願いします。)
行方不明者に関する 相談	024-522-2151 (内線3056)	福島県警察本部 生活安全企画課 (平日8時30分～17時15分)
震災による行方不明者 の捜索に関する相談	024-522-2151 (内線5793 5795)	福島県警察本部 災害対策課 (平日8時30分～17時15分)
警察安全相談窓口	#9110 024-525-3311	福島県警察本部 県民サービス課 警察安全相談室 (平日9時～17時)
震災特例旅券の問い合 わせ窓口	024-525-4032	福島県パスポートセンター
◆経営・労働に関する相談 【受付時間：8時30分～17時15分(土日除く)】		
経営に関する相談	024-525-4039 024-954-4161	(公財)福島県産業振興センター (公財)福島県産業振興センター「よろず支援拠点」

中小企業等の二重債務に関する相談	024-573-2561	福島県産業復興相談センター
避難先での事業再開や経営上の悩みに関する相談	024-954-4162	(公財)福島県産業振興センター郡山事務所 「避難事業者等支援拠点」
特定地域中小企業特別資金に関する相談	024-525-4019	(公財)福島県産業振興センター
被災中小企業施設・設備整備支援事業に関する相談	024-525-4075	(公財)福島県産業振興センター
労働に関する相談	0120-610-145	福島県 雇用労政課「中小企業労働相談所」 (平日：9時～16時)
就職に関する相談 (就職相談・職業紹介)	024-925-0811 0248-27-0041 0242-27-8258 0244-23-1239 0246-25-7131 024-525-0047 03-3214-9009	ふくしま就職応援センター (月～土：10時～19時) [郡山窓口] [白河窓口] [会津若松窓口] [南相馬窓口] [いわき窓口] ふるさと福島就職情報センター [ジョブカフェふくしま] (福島窓口) (月～土：10時～19時) [Fターンセンター東京] (東京窓口) (月～土：10時～18時)
(看護職の就業に関する相談)	024-934-0500	福島県ナースセンター ※福島県看護協会内 (8時30分～16時30分 土日祝日除く)
(介護施設等への就業に関する相談)	024-526-0045	(社福) 福島県社会福祉協議会
創業に関する相談	024-525-4048	福島駅西口インキューブ・トルム (13時～17時：土日を除く) ※インキューベーションマネージャー等の専門家が対応
生活衛生営業に関する融資・経営相談	024-525-4085	(公財) 福島県生活衛生営業指導センター

◆農林水産業に関する相談			024-521-7319	福島県 農林企画課
			【受付時間：8時30分～17時15分（平日）】	
◆国・県が管理する道路などに関する相談			【受付時間：8時30分～17時15分】	
国管理道路(国道4号、6号、13号、49号)	024-546-4331	国土交通省 福島河川国道事務所(土日除く)		
県管理道路に関する相談(上記以外の国道、県道など)	024-521-9820	福島県 道路管理課(平日)		